

厚生文教常任委員会

令和5年3月13日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年3月13日(月) 午前9時30分 開会
午後3時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	坂本剛司
〃	柴田三乃
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	吉村 始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
市民生活部長	前村芳安
保険課長	増井朋子
〃 補佐	西川 修
環境課長	西川勝也
こども未来創造部長	井上理恵
こども未来課長	中井智恵
〃 補佐	芳仲栄治
子育て支援課長	新澤健嗣
教育部長	西川育子
生涯学習課長	葛本章子

〃 補佐 神 庭 滋
体育振興課長兼
コミュニティセンター所長 吉 田 賢 二
体育振興課長補佐 西 井 満 良

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩 永 睦 治
書 記 新 澤 明 子
〃 神 橋 秀 幸
〃 巽 重 人

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第3号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 議第13号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 議第14号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 議第4号 葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについて
- 議第9号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第10号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第11号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第12号 葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて
- 議第5号 葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについて
- 議第6号 葛城市体育館条例の一部を改正することについて
- 議第7号 葛城市運動場条例の一部を改正することについて
- 議第8号 葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 就学前児童の保育と教育に関する事項について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。令和5年3月定例会の厚生文教常任委員会でございます。

本日から、マスクの着用が個人の判断に委ねられるということで、コロナの規制というか縛りが徐々に緩和されつつあります。私ごとですけど、昨年うちの娘がヨーロッパのほうへ留学をしまして、海外ではいち早く個人の判断という形でされておったみたいで、ただ、そう言いながらもほとんどの方がマスクをつけていない状況であったというふうに伺っております。日本はいろんな意味で、これをどうしたらいいかということのまずルール化というのがいろんな局面で対応されていると思います。今回、この厚生文教常任委員会のほうに付託されています議案が、ルールである条例を制定するという形の審査になっております。この委員会に限らず、議会はいろんなケース、多数決というところで大体決まっていくわけなんですけども、多数決が果たしてそれが全てかどうかというところを頭に置いて我々は審議しないとイケないと思っております。

アメリカの独立宣言起草者のトーマス・ジェファーソン大統領、かつてこういうふうにおっしゃっています。多数派の意思はいかなる場合でも勝利するが、その意思が正しくあるためには理にかなっていなければならない。つまり、我々は審議をしますけども、やはりそれがどういった理由で、その理由が理にかなっているかどうか、それをこの委員会で審査して行っていただきたいと思っております。

それでは、本日も慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

委員外議員の紹介です。川村議員、増田議員、松林議員、吉村議員。

携帯電話をお持ちの方は、音量をお切りの上、操作音が鳴らないようお願いいたします。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。マスクの着用につきましては、本日3月13日から個人の意思に委ねられていますが、理事者及び議員の皆様におきましては、今までどおりマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第3号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第3号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。議案書は8ページからでございます。

本改正は、令和5年度の奈良県に納付する国民健康保険事業費納付金が決定されたことに伴い、本市の国民健康保険税をこの納付額に見合うよう改正させていただくものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で具体的にご説明申し上げます。

まず、1ページをお願いします。国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を定めた第3条におきまして、所得割額の算定に用いる乗率を100分の7から100分の7.4に改めるものでございます。

次に、同じく基礎課税額の均等割額を定めた第5条におきまして、被保険者1人について2万5,000円から2万5,800円に改めます。

次に、世帯別平等割額を定めた第5条の2では、ページをおめくりいただき、それぞれの世帯を定めた各号で2万200円から2万100円、1万100円から1万50円、1万5,150円から1万5,075円にそれぞれ改正いたします。

その下の第6条では後期高齢者支援金等課税額の所得割算定乗率を、第7条の2は被保険者均等割額を、下のページに移っていただき、第7条の3は世帯別平等割額をそれぞれ改正するものです。

第8条は介護納付金課税被保険者に係る所得割算定乗率、その下、第9条の2はこの被保険者均等割額の改正でございます。

一番下の第21条第1項は、法定軽減に係る7割、5割、2割軽減について、第1号から第3号で、これが8ページの上半分までで、被保険者均等割、世帯別平等割を規定したそれぞれの額を、その下から最後まで第2項は、世帯内にいわゆる未就学児が属している場合の第1号は基礎課税額、第2号は後期高齢者支援金等課税額について規定したそれぞれの額を改めるものでございます。

最後の附則として、施行期日は令和5年4月1日で、適用区分は令和5年度以降の年度分について適用するというものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 よろしく申し上げます。今提案がございました葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですけれども、これにつきましては、奈良県国保単位化に基づいて段階的に統一された標準税率に合わせて、葛城市も今6年間にわたって計画的に料金を引き上げている途中だと思います。再来年度が最終年度で統一保険税水準になるわけですけれども、そこで質問をいたします。

実は、葛城市につきましては先ほどありましたように、奈良県内で下から3番目に、当時、国保単位化が始まる前は国保税が安かった市であります。また、12市においては最も国保税が安かった。その理由として2つございまして、1つは合併時に、サービスは高く負担は低くということで、旧當麻町と旧新庄町の国保税を合わせるということで、低いほうに合わせ

るということもありまして、一般会計のほうから国保税を安く抑えるために法定外繰入れを行っていたんです。それからもう一つは、葛城市民の国保加入者の医療給付水準が低い、つまり、あまり病院にかかって医療費を使っておられないということもあって、葛城市の国保税は県内でも大変安い水準にあった。

しかし、県の方針で、県全体で国民健康保険特別会計を支えるということで、統一保険税にするということで推移してきたわけでありまして。その中で当初、葛城市の保険税、保険料と言っていていいですけど、保険税の計画方針がありました。つまり、令和6年度まで、先ほど6年間と言いましたけど8年間ですかね、平成29年度から令和6年度まで段階的にこういう保険料でいきますよという計画が示されました。それは毎年1人当たり被保険者の保険税を4.5%ずつ引き上げていくということで、計画した保険税で推移してきたわけでありまして。ところが、来年度、この保険税の改定に当たって、葛城市国民健康保険運営協議会が持たれまして、私もその委員ですからその資料を示していただきました。これを見ますと驚いたことに、1人当たりの保険税、いわゆる保険料方針に基づく保険税が、来年度、令和5年度につきましては、伸び率がこれまでの4.5%ではなくて7.9%として1人当たりの保険税の方針となっております。ということは、加入者が減っていますので、見通しよりははるかに、大体1,000人ぐらい、当初、平成30年度と比べて推計が減ってしまったと。だから、もちろん医療給付も減るんでしょうけれども、担っていく加入者が減っているということで、こういう形で引上げ幅を変えないと県への納付金、納付額が足らなくなるということで、1人当たりの保険税の保険料方針が当初と比べて変わったという表が出てきたんです。

ところが、本日出てまいりました条例改正案では、当初の1人当たり保険税から算定した保険税率、当初のままなんです。当初のまま出てきていると。そうすると大きな食い違いが出てきますよね。つまり、県のほうから見込みとして令和5年度に県に納付するお金、それを本来は保険料の方針に従って7.9%に上げて取らなあかんところを、実際にこの条例で出てきているところは平成30年当初の計画、ほぼその計画に応じた引上げとなっているんです。そしたら、県への納付金が足らなくなるんじゃないかというふうに考えるんですけども、このことについてどういうことになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

奥本委員長 保険課、増井課長。

増井保険課長 おはようございます。保険課の増井でございます。

令和5年度の保険税につきましては、今、副委員長がおっしゃいましたように、4.5%であったものが令和5年度は7.9%になるというふうに資料のほうでは示させていただきました。この7.9%といいますのは、本年1月に県から示されました納付金が令和4年度に比べて増加しておりまして、1人当たりの保険税、納付金額が11万1,408円となりまして、令和4年度よりは7.97%増となるということでございます。本来ならば納付金が増となり被保険者が減ったということで、保険税率は従来よりも高めに引き上げて設定することが必要となるわけなんですけれども、負担を抑えるために税率を引き上げず従来計画どおりの税率としたことで、令和5年度については1人当たりが10万7,992円となりまして、県が示した金額よりは3,400円ほど低く抑えることになりました。

それで、差額についてなんですけれども、当然差額が発生することになるんですけれども、その差を埋める財源としましては滞納繰越金の収納分、これを見込んでおります。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。県のほうの納付金見込額としては従来の予定よりは上がってしまう。そのために1人当たりの保険税の税額も負担額も平均すると上がるんだけど、しかし、そこは上げないで、過去の滞納者の徴収分を充てることで、当初の計画どおりの引上率、つまり1人当たり4.5%の引上率でいくと。だから、その差額の3.4%については、葛城市の国民健康保険特別会計の中の、言ってみれば余剰分というふうに言ってもいいと思うんですけれども、過去の滞納をされた方の分を、これまで立て替えているわけですから、その分を取り戻す、そのお金で充てていくということであろうかと思えます。よく分かりました。今年はその負担を若干、県が求められたものよりは抑えるということであると思えます。

そこでまたお聞きしたいんですけども、再来年で最終年度になるんですね。来年度についても、国民健康保険の葛城市の運営協議会において出された資料では、県が示していると思うんですけど令和6年度、最終年度ですけれども、統一保険税になる最終年度に対してもやっぱり7.9%、令和5年度から令和6年度にかけて7.9%にするという案が示されております。とすると、今年、比較的頑張っただけで葛城市が据え置いたとしても、統一保険税のために来年はもっと上げるようになる。来年大幅に上げることになるんじゃないかというふうな気がしておりますけれども、この点についての見通しはどう考えておられるのか、お伺いします。

奥本委員長 西川補佐。

西川保険課長補佐 保険課の西川でございます。よろしくお願いたします。

今ご質問をいただいた件に関しまして、令和6年度にかけて統一が図られるに当たり税率というのはおっしゃるよう上がるわけなんですけども、先ほどお話の中にありましたように、加入されている被保険者の数というのは毎年減っていったような状況にあります。現在、県からもらっている資料によりますと、納付金に関しましては恐らく少し下がるのではないだろうかというふうな思いを持っております。そのまま納付金が上がってしまいますと、どうしても1人当たり保険税というのは多く取らなければならなくなるんですけれども、保険税はもちろん上がるんですが納付金がかかることで、ある程度の均等は取れるんじゃないかなというふうに現在見込んでおります。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 再来年度のことになるので、確かに被保険者が減ると医療給付費全体も減りますから、だから、その分で必ずしもどうなるかということはお出さないで分らないというのをおっしゃるとおりだと思いますが、ただ、県のほうの見込みとしては令和6年度に向けても7.9%と、当初の4.5%より大きく上がっていますので、今年葛城市が据え置いたとすると、より高くなっていくということは考えられると思うんですね。

最後になるので意見になりますけれども、私もこの間、この保険税の引上げについては、

葛城市については優遇措置として統一保険税水準まで経過措置を設けるということで来たんですけれども、しかし、4.5%、もう毎年上がっていくわけです。今度はまた7.9%というふうに大きな数字が示されましたので、これは私は今物価高で大変生活が困難になってきているときですから、今回のように、県の方が求めたよりは葛城市独自に3.4%抑えたというのは評価はしますけれども、しかし、従来から言ってまいりました国保の財政調整基金等を取り崩して引上げ幅を抑えるということは、以前の委員会でも私は発言しました。樺原市なんかでもそうした財政調整基金を取り崩して、大変生活がコロナで厳しいときには抑えるということをされたわけです。しかし、葛城市については、そういうふうにすると次年度上がり幅が大きくなるという理由でそういうことをされなかった。しかし、今回はこういう形でやっていただいたということについては評価はいたしますけれども、県全体の中で引き続き葛城市民にとって優位の方向でやっていただけたらと思いますので、以上、意見を申し上げます。

以上です。

奥本委員長 今、谷原副委員長からの質問で、最初の1点目のところで、負担割合が伸びているにもかかわらず、今回、当初の伸び率のまま据え置いているのは、差額を埋める財源として滞納繰越金を充てるというご説明でした。そこにつきまして私のほうからもう少し補足の説明を願うんですけども、滞納をされているということはやっぱりその原因があるわけなんです。経済的にいろいろあったりとか、それぞれの理由があると思うんですけども、にもかかわらずそれを繰越しの財源として期待するということはそれなりの回収根拠をお持ちだと思うので、その辺りの説明をもう少し踏み込んでお願いしたいと思います。収納促進室のほうになって難しいですか、その辺りは。

西川補佐。

西川保険課長補佐 保険課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

今のご質問なんですけども、おっしゃっていただいたように実際収納をいただいているのは収納促進室ですので、詳しくはご説明はできないんですけども、対応方法といたしましては例年、現年分と滞納繰越分、それぞれ収納率というのがあるんですけども、現年分に関してはここ数年94%ぐらいの収納率でまいっております。ただ、滞納繰越分に関しては年度年度で若干違ってきます。たしか20%に満たない率だったような気はするんですけども。先ほど差額分を滞納繰越分で見込んでいと申し上げさせていただいたのは、令和3年度から県の納付金を納める際の計算方法が若干変わりました、滞納繰越分を含めても構わないというような方法に変わっております。今年、令和4年度、令和5年度になりますけども、もちろんその分も計上させていただいておりますので、滞納繰越しの収納に関しましては職員の努力というものがもちろんあるかと思えます。もちろん納めていただく被保険者の方の家庭の状況もございまして、その辺りは収納の計画、あるいは、その状況の相談に応じながら収納率が上げられるような努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。収納については別の部署で担当ということなのでなかなか答弁

は難しかったと思うんですけれども、これに限らず、やっぱりある程度税の徴収というか収納があるということを前提としたそれぞれのこういう審議になりますので、それを当てにするということを、県の方式が変わったということですけども、当てにするということはやはりそれなりの収納率を上げるという方策と同時に進めていかないといけないところですので、一応そういう形で頑張ってくださいということをお願いしておきます。

ほかにありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私も今の谷原副委員長と一緒にここの運営協議会に出ていますので、これは賛成をしますけども、確認という意味でご質問をさせていただきたいと思います。

まず、国民健康保険というものが市町村であったものが県で一つになりますということで、葛城市は先ほどの谷原副委員長のお話にもございましたように非常に安かったと。それを県一つになるので段階的に上げていく、激変緩和という形で上げていく。令和6年度にかけてですよね。過去5年間は、今も含んで予定どおりに来ているんですよね。ここは市の努力もあって来ていると。6年目、来年は今分らない、もう少し予定よりも上がりますよというお話をしているわけですよね。分からん部分があると。その分からない理由として加入者が減っていると、こういうお話でございました。

まず教えていただきたいのは、葛城市において加入者が、当初6年前に予定して段階的に上げてきたと。予定よりも一般企業等で社会保険等、加入がまた形も変わってきていますのでそういう理由もあろうかと思いますが、葛城市の予定としてどう変わってきたのか、また結果としてどれくらい減ったのかというのを1つお答えをいただきたいというふうに思います。

あともう一つ、来年は多分上がるであろうという予測を示されているわけですが、その理由として、医療費が上がっているという部分と加入者が減っているというバランスの取れない状況がそれを招いているんだと思うんですけど、来年が最終と、そこまでを段階的に上げてきている。来年が最終なんだと言っても、このままやっぱり減っていくと思うんですよね、加入者というのは。ここは協議会等でも話をしていませんけども、来年度のこの場でまた話をするときの話になりますけども、そこでほんまに終わりなんやろうか、まだまだ続くものなんやろうかという予測のお話は、してなかったらしてなかったでいいんですけども、その辺も教えていただきたいと思います。

以上であります。

奥本委員長 西川補佐。

西川保険課長補佐 保険課の西川でございます。よろしくお願いたします。

今ご質問の被保険者の推移に関しましては、まず直近から申し上げます。令和5年、今年になりますが、2月の末時点で7,754人いらっしゃいます。かなり前になりますが合併当時、こちらは平成16年になりますが、平成16年では1万3,277人おられました。少し飛ばしまして、令和元年度以降を申し上げます。令和元年度は8,877名、令和2年度は8,631名、令和3年度で8,365名という形で毎年減っていったような状況でございます。

もう一ついただいているご質問の令和6年度以降のお話なんですけども、一応県からいただいているお話は令和6年度の保険料水準を統一しようということで、今現在、令和6年度の目標というものを県から提示されているような状況なんですけども、その後の状況に関しましては県からもまだ何も知らされていないような状況になります。ただ、おっしゃっていただいているように、この後も保険者数というのはもちろん人口の減もありまして、減っていく可能性は大きくあると思います。その中でよく言われます1人当たりの医療費であったりとか、あと、医療の高度化であったりすることで、医療の単価というのは今後も上がっていくことが考えられますので、もちろん保険料がこのまま変わらないということは少し考えにくいと思われるので、県のほうからもそれを鑑みて、今後の保険料に関しては令和7年度以降、また示されてくるのではないかと考えております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 その辺、今回の議論とちょっと外れている部分あるのですけども、お支払いをされている被保険者の方が、合併当時は1万3,000人余りおられたのが今はもう約7,700人になっていると。やっぱり直近がだんだんと減り方も激しくなっていますよね。だから、今おっしゃっている令和6年度が最終地点ですと、市民の人はそう思ったはると思う。令和6年度までが段階的に上がっていくんですよ。そうやけども実情を見るとまだ上がる可能性がある、こういうことですよ。相矛盾するところがある。これは来年度の話になるかと思いますが、今回のことじゃないのでね。しかし、県との話合いの中でよくおっしゃっている、こういうのは反対やったという話をされる方もありますけども、そうならないようにもっとしっかりと県と話をさせていただいて、令和6年度が最終やったやないか、我々はそうやってきたんや。そうやのにまた令和7年度上げるなんてもってのほかですので、その辺はご注意をして県との、広域か、一体のところと話を進めていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 では、私は葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から意見を申し上げます。

まず最初に、これは要望ということになりますけれども、当初の計画と比べる数値が県から出されたわけです。この間、奈良県国保県単位化に向けて葛城市が激変緩和措置を取って

移行期間にあるということは、変化がなければ当初資料も示されているわけですから、その資料で議論は進んでいくのは当然なんですけど、今回のように7.5%違う、当初計画と変更があったわけです。これについては議会のほうに、きちっと丁寧に事前に資料をもって説明すべきではありませんか。国保税というのは、やっぱり市民にとっては大変大きな負担になっております。大変市民の生活に関係するところで、議員としては当然そういうご意見もいっぱいいただきます。ですから、行政は行政の考え方で合理的にやっていただいているとは思いますが、我々議員としては市民が一番近いところで意見もお伺いする立場ですから、ぜひ変更があればきちっと資料を、国民健康保険運営協議会だけでなく議会のほうにも今後出していただきたいということをまず最初にご要望申し上げておきます。

反対意見ですけれども、根本的に私は国保税につきましては、制度そのものの在り方が既に今後、行き詰まっていく過程になってきていると考えております。従来から申し上げてまいりました。政府も社会保険への加入条件を緩和することによって、今国保加入者の高齢者の方が比較的短時間で働くことで社会保険に加入できるということで、どんどん国保から脱退されてきております。私も市民の方から相談を受けたことがあります。国保税があまりにも高い。貯金を取り崩して払っていると。このままでは貯金が底をついて、さらには払えないようなことになる、どうしたらいいかという相談を受けました。世帯でかかる保険税ですから、世帯分離をしていただく。それから働ける余裕があれば、若干、週当たり働く時間を延ばして社会保険のほうへ移ってくださいと。そしたら高い国保税を払わなくて済みますと言わざるを得ない制度になっているわけですね。

したがって、全国知事会も国保税については国がもっときちっと支えるために、国のほうが支えるための資金を出せということで、これは全国知事会も要望していることであります。この間、子どもの均等割につきましては半額ということで制度も、子どもの均等割の不合理的な私もずっと追及してまいりましたが、やっとな国のほうも動いて半分は補助が入るようになりましたけれども、それでもまだ国保税は大変高いと。このままではどんどん加入者が減って、際限なく保険料が引き上げられるということになります。根本的に制度そのものに不備があると考えております。

今回につきましては、葛城市において本来の計画、当初どおり4.5%の引上げでいくということで、差額分につきましては、先ほどありましたように保険税を滞納されている方の滞納繰越分を徴収することで、それを充てることができるということでありますので、これについては、抑えたということについては評価いたしますけれども、根本的にはこの制度そのものに対して乗っかかっている国民健康保険税の在り方について、私は根本的に反対するところがありますので、本条例については反対いたします。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

坂本委員 私は、議第3号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の税率改正案は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていく中で、奈良県については令和6年度に、同じ所得、世帯構成であれば県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるように県下統一の保険料率にすることとされたことに伴い、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正であり、被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるよう慎重に検討を重ねられたものであると思います。令和5年度が各市町村の判断で税率を設定できる最後の年となり、所得割、均等割、平等割は従来計画どおりの引上げとなっているようですが、昨年度から引き続き未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半減に軽減するなど、子育て世帯の経済的負担軽減が図られていると評価いたします。

引き続き、奈良県と十分に協議、連携し、慎重に検討を重ね続けていただくことを望みまして、今回提出の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成討論といたします。

奥本委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

奥本委員長 起立多数により、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第13号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

ただいま議題となりました議第13号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。議案書は35ページ、36ページでございます。

本改正は、出産育児一時金の支給額を引き上げるものです。出産育児一時金の金額を規定する健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の金額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることから、本市国民健康保険条例の当該部分を改正するものです。あわせて、同法施行令同条ただし書、これは産科医療補償制度に係る加算分についての内容ですが、これまでは別途、葛城市国民健康保険規則でこのことのみを規定しておりましたので、制度の簡素化を図るため条例中に規定し、規則を廃止するものです。

新旧対照表をお願いします。

保険給付の出産育児一時金について規定する第4条中、40万8,000円を48万8,000円に改めます。

そして、2行目の最後から始まるただし書の部分ですが、左側の改正前のアンダーライン部分、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として、となっておりまして、規則において葛城市国民健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは1万2,000円を加算すると規定しています。この規則の規定部分を本条例に引っ張ってきまして、右側部分でございますが、同条の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに1万2,000円を加算するものとする改正するものです。

最後に附則の部分です。施行期日は令和5年4月1日から、経過措置として同日以降の出産について適用し、同日前の出産については従前の例によるものとするものがございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 何点か質問をさせてもらいたいと思います。今年4月1日から今まで42万円だったものが、出産に関しては50万円になるという法律の改正でありますね、これはね。そこでお尋ねをするんですけど、先般、前の総理大臣の菅さんが、地域で出産の金額が統一されていない、ばらばらやと、高いところもあれば低いところもあると。そんな中でこういう法律ができたわけですけども、上げると。それよりも健康保険の対象にしたほうがいいというふうな発言をされて、テレビでもやっていたけども、これは当初から日本維新の会等も言われていることですけども。42万円が50万円になるということで地域格差という面から言うと、これはこれで国の法律はいいんですけど、奈良県、この近隣なんかで言うとまずどれぐらいかかっているのかなど。今の菅さんの話から言う地域格差というところら辺で、地域格差があるのに全国が一緒になっていくと、42万円が50万円なるというそこら辺を確認しておきたいというのが1点目。

2点目。このお金、そもそも論になるんですけども、出産育児一時金となっていますけども、出産というのはどこまで、どれ以上を言うのか。いわゆる流産されるとか、これも該当すると思っているんですけども、その辺のところ、それまでから出産にかかるわけですから、準備とかね。その場合は50万円じゃなく何ぼになるのかとか、いやいや、そのままもらえるんだという、その辺も教えていただきたいのが2点目。

それと3点目は、支給方法について。今回、金額の変更ですから支給方法は載っていませんけども、大変なときにどういう支給をされるのか。いわゆる病院代、支払いのときにもうそれが減らされているのか、一旦は払ってきて、いつもよくそれを聞かれている議員もおられますけど、一緒に聞いておきたいと思います。そんな大変なときに後からまた申請の手続をしてすべきものなのか。

その3点お願いいたします。

奥本委員長 西川補佐。

西川保険課長補佐 保険課の西川でございます。よろしくお願いいいたします。

まず、1つ目のご質問に関してお答えさせていただきたいと思っております。近隣で出産に係る費用はどれぐらいかかっているのかというご質問であったかと思っておりますけれども、まず全国的なお話をさせていただきますと、厚生労働省が今発表しております正常分娩に係る全施設の平均値になりますが、こちらは47万3,315円。こちらが今、全国的に平均値ということで我々が聞いておる数字になります。それに対しまして葛城市においてなんですけれども、今年度になりますが、令和4年度中、出産育児一時金ということで申請いただいている件数は、今現在17件ございます。その17件の請求のあった内容を見させていただきますと、平均は43万4,660円となっております。出産の内訳なんですけれども、いわゆる正常分娩と言われるものと、例えば帝王切開などで分娩された方に関しましては保険の適用となりますので、保険適用になった方、それとならなかった方というのはもちろん開きがあるんですけれども、正常分娩の場合は平均値で言いますと50万9,854円でした。それに対して保険適用となった平均は約37万5,000円、こちらが保険適用になったものとなっております。最も低かったのは、公立病院で保険適用になった分になりますけれども約35万円、最も高かったのは、正常分娩で民間の病院で出産された方になりますけれども58万8,000円。ちょっと開きがございますけれども、今現在の状況はこのようになっております。

それから、1つ飛ばしまして、支給の方法をお聞きいただいていたかと思っております。支給の方法につきましては3つございます。

まず1つ目が、直接支払制度と言われるものがございます。こちらは入院される、出産される被保険者の方と病院が事前に契約を結ぶことによって、病院からこちらのほうに請求いただくような形になります。そちらが直接支払制度と言われるまず1つ目の支払いの方法になります。ご本人様が窓口に来られるという手間がございますので、こちらを利用される方が多いように思います。

そちらと、2つ目になりますけれども、受け取りの代理制度というのもございます。こちらは小規模の病院なんですけれども、直接支払制度を利用していない小規模な病院に関しましては、出産される被保険者の方が市役所に事前にご相談されることによって、市役所から医療機関のほうにお支払いさせていただくというような受取代理人制度というものがございます。

最後3つ目なんですけれども、償還払い制度というのがございまして、こちらはかかった費用を入院されている、出産される被保険者の方ですね、こちらが病院に直接支払われた後に領収書を持って市役所に来ていただければ、今現在でしたら42万円、産科医療補償制度も含めた分で42万円お支払いさせていただくというような形。この3つの方法を取らせていただいております。

奥本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

2つ目のご質問ですけれども、出産に至らなかった場合、おっしゃっていましたように流産であったりとか死産であったりとかそういった場合、対象になるのかということでございますけれども、妊娠12週以降については給付金の対象となります。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これは質問と言うてええんか、お尋ねしてもやぼったいから答えは結構ですけど、これからいくと今年3月、今月の終わりぐらいに出産されたら43万円もらえて、4月1日になれば50万円もらえると。こういうことですよ。法だからしょうがないですね。その日からということですよってね。

あと、私らの勉強不足かしらなかつたんですけども、支給方法、いわゆるその方から言う受取方法も3つがあるよというのと、その対象となる部分ということで、これも私もあまり知らなかつたんですけども、こういったこと、せつかくの国の施策としてそれに準じてするわけですから、市民の方、子どもの出生数がかなり減っているということですので、これが粋にいくように周知していただきたいと思います。

以上で結構です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 今、藤井本委員からも発言がありました。国の法律の改正で50万円の支給というふうにも私も認識していたんですが、この条例は48万8,000円という金額になっておりますので、その差、それはどういうことなのか。一般に我々は50万円に引き上がるというふうにもニュース等でも聞いてきたので、この金額のことについて1つお伺いします。

それから、これは予算とも関係するので深くはあれですけども、この引上げについては多分国のほうから当然国庫補助金という形か交付金か何か下りるんだらうと思うんですけど、これは市の条例ですからどこの市町村もほぼ同じ48万8,000円になるのか。条例ですから、独自に市単独で50万円にするとか、もうちょっと上乘せするとか、先ほどありました葛城市でも正常分娩の場合、平均して50万9,800円余りになっているということもありますし、こちら辺は市の裁量があるのかどうか。あつて、ほかの市町村はどういう感じになっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

奥本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井です。

出産育児一時金についてですけども、42万円、50万円といいますが、実際条例には40万8,000円なり48万8,000円となっているその差についてなんですけれども、この42万円、50万円という金額の中には産科医療補償制度の掛金1万2,000円が含まれております。この産科医療補償制度といいますのは、分娩時の何らかの理由によって重度の脳性麻痺などに遭った場合、子どもや家族の経済的負担を保障する制度として設けられております。

それから、この出産育児一時金について独自上乘せしているところはないかということでございますけれども、今のところそういう例は聞いておりません。

奥本委員長 西川補佐。

西川保険課長補佐 保険課の西川でございます。よろしくお願いたします。

もう一つ、財源についてお問合せいただいていたかと思いますが、財源につきましては、3

分の2に当たる部分につきましては一般会計からの繰入れをいただいております。残りの3分の1につきましては国民健康保険特別会計で計上しておりますが、地方交付税で賄われるような財源の仕組みになっております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。50万円についてマスコミ等に流れた話ですので、1万2,000円はそうした産科医療補償制度のほうに充てるということで、分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

議第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。議案書は37ページ、38ページでございます。

変更の概要といたしましては、組合議会の組織及び議員定数の変更並びに運営協議会の設置でございます。これは昨年、令和4年2月の組合議会全員協議会及び8月の組合議会定例会において、組合議員から、組合議会議員の中に執行者側である首長が入っているのは整合性が取れていないのではという意見が出されまして、各組合市町の代表議員が集まれ、昨年11月と本年1月の2回、組合議会議員構成検討会議で検討されました。その結果、今後は、首長は運営協議会委員として議案説明のため議場に参加され、議員定数は8人減、そして、各市と町との議員構成比率を考慮し、町議会から現在の各1人参加から各2人参加とされることで4人増となり、組合議員定数は現在の24人から20人に変更とされました。

これに伴い、組合規約の改正が必要となりますので、今議会に上程させていただいており

ます。組合構成4市4町各議会の議決をいただきました後、奈良県へ組合規約変更許可申請
手続が行われる予定になっております。

規約の具体的改正部分につきまして、お手元の新旧対照表を用いてご説明申し上げます。
左が従前の内容、右が改正後の内容で、今回対象となります変更部分についてそれぞれアン
ダーライン、改正案の部分は赤字表記となっております。

まず2ページの第5条、組合の議会の組織の規定でございます。組合議会議員の定数を24
人から20人とし、左側、第3号、組合市町の長から、右側、4町の各議会の議員の中より選
出された者に改められます。

次の第6条、組合議員の任期の規定中、市長、町長、副市長、副町長に係る規定が削除さ
れます。

下のページ、3ページの第10条の2に、組合市町の長をもって充てる運営協議会の規定が
新設されます。

最後です。附則として、施行期日は本年7月1日でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更するというところでござい
ます。これはい
つも御所市で会議が行われているわけで、私も何度かこれの議員にならせていただいて出席
しておりましたけども、確かに行って違和感というんですか、見ていると何でやろうと思
っていたところがありました。今までは葛城市も議員として市長も行ってたわけですよ。今
までは、議員から3名でしたっけ。間違ったら教えてくださいね。それをこれからは議
員というのは首長は行かないと。首長じゃなくて議員ばかりですと、こういうことでい
いんですかな。その代わり市長はどこへ行くんだという、運営協議会のほうに入られる。
これを読むだけでいくとこういうふうになるんですけども、まずそういう考え方、認識でい
いかというのを1点目お伺いしたいと思います。

あと、これも確認になりますけども、24人であったのが20人になるということで、今聞
いたのは町の議員を増やすというふうに聞こえましたが、この議員構成をもう一度確認し
ておきたいというふうに、20人の議員構成ですね。ここを町が増えると、市はどうなるんや
という部分を併せて聞いておきたい、確認しておきたいと思います。

以上であります。

奥本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

今までは首長が議員という形が入っておられた分を、今回抜けられて理事者側として議
会のほうに参加されるということになります。今回変更されます市の議員構成については今
までどおり3名、町については、首長と議長の2名が議員になられておったので、その
辺の議員のバランスを考慮して町から各1名を選任されて、町が2名、市が3名の合計
20名に変更

される規約の改正となっております。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私が質問したときのことを訂正しとかな駄目ですけども、今まで首長、いわゆる葛城市だったら市長は議員として一緒に行っていたわけですが、我々議員として。しかし、今度理事者側に入られると、首長は。議員は3人行ってましたから、市としては変わらない。でも、町は町長と議員と2人で行っていただけで、町長が理事者側に入られるので、1名を補足して議員として2名、町から出してもらおうと、こういうことになるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第4号、葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第4号、葛城市立認定こども園条例の一部を改正することについてご説明させていただきます。議案書の12ページと新旧対照表をご覧ください。

まず初めに、改正の背景でございます。政府の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を設置するという法律が令和4年6月に成立いたしました。そして国におきましては、本年4月からこども家庭庁が新設されます。これは政府の子ども政策を一元的に推進するため、複数の府省等に分かれて存在している子ども政策に関する司令塔機能を一本化することを目的とするものでございます。

これに伴いまして、こども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）と、その施行に伴い必要となる関係法律の改正を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律、いわゆる整備法が令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行されます。こちらが背景となっております。

続きまして内容でございます。本案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第33条の規定による子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴いまして、引用条項の条ずれを改正するものでございまして、葛城市立認定こども園条例の入園資格についての根拠法令の条項を改正するものでございます。

施行期日は、本年4月1日でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいま議題となりました議第9号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、改正の内容をご説明いたします。まず、議案書の24ページから26ページ、及び新旧対照表をご覧ください。

改正の背景及び内容でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)が令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。まず、1ページでございます。第7条の2に、安全計画の策定等の義務化に係る条項を新設いたします。

また同じく1ページ、第7条の3に、自動車を運行する場合の所在の確認として、これは学校児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る条項を新設いたします。背景

には、昨年9月に発生しました送迎用バスに園児が置き去りにされ、死亡に至った事案を受けてのものでございます。

次に、2ページでございます。業務継続計画の策定等の努力義務に係る条項を新設し、同じく2ページ、第14条、衛生管理等において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するものでございます。

最後に、附則でございます。施行期日は令和5年4月1日から施行するものでございますが、条例第7条の2の規定、安全計画の策定等につきましては、施行の日から令和6年3月31日までの間は努力義務として経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 今回、安全性を確保するというところで、法律で義務づけるということでありましてけれども、安全計画及び業務継続計画については葛城市現状はどうなっているんでしょうか。つまり、あるのかないのかということですね。そのことについてお聞きしたいんです。なければ、この条例に従ってこれをつくっていくということですが、これまで現状はどうだったのかということをお聞きします。

奥本委員長 子育て支援課、新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課の新澤です。よろしくお願いします。

今、谷原副委員長がおっしゃいました計画についてですけども、明確な計画というのはございません。ただ、実施していく中で要綱的なマニュアルは持っておりましたので、そちらに沿って安全対策であったり非常時の予防みたいなものはしておりました。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。法律上、今後義務づけられるということですから、もったきちとした計画ということになるということですね。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいま議題となりました議第10号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、改正の背景及び内容についてご説明させていただきます。議案書の27ページから29ページ、及び新旧対照表をご覧ください。

さきの議第9号と同様、法律の改正に伴い、安全計画の策定等の義務化、バス送迎の安全管理の徹底管理についての規定を追加するもの、それに加えまして、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除を行うものでございます。こちらの背景には民法の改正がございます。改正前の民法第822条は、親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができることと定めておりまして、この規定が体罰を含む厳しい戒めを強要しているとの印象を与え、児童虐待を正当化する口実になっていると指摘されていたものでございます。これを改正いたしまして、同条を削減し、新たな条文が新設されました。親権者について、子の利益のために監護、教育ができることを前提に、子の人格を尊重するとともに、年齢及び発達に程度に配慮しなければならないとし、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止を明記されたものでございます。

これに伴いまして、新旧対照表の6ページになります。第14条を削除しております。

なお、施行期日は令和5年4月1日から施行するものでございますが、第14条の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

また、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備える設置に代わる措置ができる経過措置も設けております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 葛城市に現在、家庭的保育事業はございますか。これを1つ。小規模保育事業はあると思うんですが家庭的保育事業はないので、今後の話かなと思うんですが。

2問目として、安全計画を同じように立てるということですが、認可するのは県か葛城市ということだろうと思うんですが、計画をちゃんとつくっているかどうかの報告等、これを義務づけるようなのはまた新たに規則等を設けて対応ということになるのか。この条例で義務づけしたけれども、結果として民間事業者になることが多いと思いますので、そこら辺の報告とかというのはどういうふうな定めになるのか、このことについてお伺いします。

2点です。

奥本委員長 こども未来課、中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。お願いいたします。

まず、家庭的保育事業等について、先ほど言っていただきましたように、小規模保育所は現在2か所あるものと、家庭的保育事業につきましては現在運用はされておられません。

あと、今後の安全計画についての確認なんですけれども、今後、また監査等が入る折に確認はしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 監査という形で計画があるかどうかを確認するということになるということですね。

分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいま議題となりました議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明をさせていただきます。議案書の30ページから32ページになります。

本件につきましては、法令の改正に伴いまして、当該法令の引用条項の条ずれを改正し、また先ほどと同様、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除をするものでございます。

新旧対照表では、9ページ、第26条を削除しております。

最後に附則でございます。施行期日は本年4月1日でございます。

なお、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除につきましては、公布の日からの施行となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第11号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第12号、葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいま議題となりました議第12号、葛城市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについてご説明させていただきます。議案書の33ページ及び新旧対照表をご覧ください。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴いまして、引用している条項の条ずれが発生いたしましたので、条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は本年4月1日でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は午前11時でお願いいたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時00分

奥本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

まず、お諮りいたします。

次の議第5号から議第7号までの条例の一部改正3議案につきましては、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第5号から議第7号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。説明は、関連順として議第7号、議第5号、議第6号の順でお願いいたします。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第5号、葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについて、議第6号、葛城市体育館条例の一部を改正することについて、議第7号、葛城市運動場条例の一部を改正することについてでございます。3議案とも関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

改正前のこれらの条例では、合併の際に、新庄、當麻それぞれの施設をそのまま引き継ぎ、料金設定をされた経緯がございます。これまでは健民運動場とテニスコートの使用料についての定めがございましたが、社会情勢の影響による管理費の増加や受益者負担等も総合的に考慮し、市外の方にもご利用いただけるよう健民運動場とテニスコートの使用料を新たに定め、関連する体育施設の使用料等の規定も併せて改正するものでございます。

それではまず、議第7号、葛城市運動場条例の一部を改正することについてからご説明させていただきます。新旧対照表より説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。別表(第8条関係)、運動場使用料につきましては、まず、これまで設定がなかったため、新たに奈良県新庄第1健民運動場芝グラウンドの使用料につきまして、午前、午後、夜間ともに1万4,000円に、同じく奈良県新庄第1健民運動場野球場、奈良県新庄第2健民運動場、奈良県當麻健民運動場は、午前、午後、夜間ともに2,000円に、葛城市農村広場につきましては、これまでも市外の方もご利用いただいております。午前、午後ともに4,120円のところを2,000円に変更するものでございます。

2 ページをお願いいたします。新町公園球技場は、午前、午後ともに4,120円を1万2,000円に、新しく新町公園テニスコートは、午前、午後、夜間ともに800円、屋敷山公園テニスコートは、午前、午後ともに800円とするものでございます。芝グラウンドにつきましては、近隣自治体等の類似施設と比較しながら、維持管理コストも考慮に入れ使用料を定めておるところでございます。

新たに備考1につきましては、テニスコートの利用時間について、2時間での利用についても可能な旨、規定するものでございます。

備考2では、市に住所を有しない者として規則で定める者が使用する場合の使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とするとしておりまして、當麻農村広場に関しましては、各区分ごとの利用の場合2,000円でございますが、記載のとおり市外の方は2倍の額となりますので4,000円となり、改正前の4,120円と均衡を図っておるところでございます。

備考3につきましては、営利で利用する場合、使用料を5倍とする規定で、現行のスポーツセンター条例、葛城市体育館条例にこの規定がございました。同様の取扱いとさせていただいております。

備考4では、夜間照明使用料の利用期間につきまして規定しているものでございます。

施行期日につきましては、令和5年7月1日とするものでございます。

次に、議第5号、葛城市スポーツセンター条例の一部を改正することについてでございます。葛城市スポーツセンター条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

1 ページをお願いいたします。第2条の名称及び位置の欄に体育館等の名称が入っていましたが、こちらは削除させていただきました。

2 ページをお願いいたします。別表第1（第9条関係）、葛城市新庄スポーツセンター使用料につきましては、これまで体育館は午前、午後ともに2,080円、夜間3,130円となっていたものを、1時間当たりでは午前、午後、夜間ともに300円とし、午前、午後は各1,200円、夜間は1,500円としております。こちらにつきましては、備考2に記載のとおり運動場条例と同様に市外の方は2倍の額としており、夜間利用の場合は1,500円の2倍で3,000円となり、改正前の3,130円と均衡を図っております。

改正後の備考1につきましては、改正前の備考2の体育館の半面利用、また、利用時間を分割する場合の文言等の改正を行っております。

備考2と備考3につきましては、運動場条例と同じく、市外の方は使用料は2倍と、営利で利用する場合は利用料の5倍を徴収することを整備し、改正をするものでございます。

3 ページをお願いいたします。別表第2（第9条関係）、葛城市當麻スポーツセンター使用料につきましては、當麻スポーツセンターの主体育室はこれまで午前、午後ともに3,130円、夜間を4,180円となっていたものを1時間当たり換算いたしまして午前、午後、夜間ともに400円とし、午前、午後、夜間ともに1,600円とするもの、格技室はこれまで午前、午後ともに2,080円、夜間を3,130円となっていたものを1時間当たり換算いたしまして午前、午後、夜間ともに250円とし、午前、午後、夜間ともに1,000円、会議室につきましては午前、午後ともに1,030円、夜間1,560円となっていたものを1時間当たりと換算いたしまして、午

前、午後、夜間ともに125円とし、午前、午後、夜間ともに500円とするものでございます。

備考2でございますが、運動場条例と同様に、市外の方の利用につきましては2倍と規定しておりますので、改正後のそれぞれの使用料の2倍額と改正前の使用料と均衡を図っております。

格技室と会議室も同様に午前、午後、夜間の時間当たりの単価を統一するとともに、改正前の金額と均衡を図っております。

その下段の一部利用のバドミントン、卓球の記載がございますが、この2種目の競技にかかわらず時間区分利用はできますので、この部分は削除し、備考1において記載をさせていただいております。

新たに制定いたしました当麻スポーツセンターテニスコートにつきましては、午前、午後ともに800円とするものでございます。

備考につきましては、3ページから4ページにかけての記載のとおり、備考1から備考5まで新庄スポーツセンターと同様の内容でございますが、備考6では、テニスコートの夜間利用の期間と利用時間を定め、使用料は午前、午後と同じ時間当たり金額で400円と設定しているものでございます。

施行期日は令和5年7月1日とするものでございます。

次に、議第6号、葛城市体育館条例の一部を改正することについてでございます。葛城市体育館条例新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。別表（第8条関係）、体育館使用料。葛城市民体育館はこれまで午前、午後ともに3,130円、夜間を4,180円となっていたものを1時間当たり、午前、午後、夜間ともに400円とし、午前、午後、夜間ともに1,600円とするものです。

備考2で、こちらも運動場条例と同様に、市外の方の利用につきましては2倍としておりますので、午前や午後利用の場合は1,600円の2倍で3,200円となり、改正前の3,130円と均衡を図っております。

葛城市いきがい体育館はこれまで午前、午後ともに2,080円、夜間を3,130円となっていたものを1時間当たり250円と計算させていただき、午前、午後ともに1,000円と改正するものでございます。夜間の利用は現状はしておりませんので、削除をさせていただいております。

備考2で、運動場条例と同様に市外の方の利用につきましては2倍と規定しておりますので、改正後のそれぞれの使用料の2倍額と改正前の使用料と均衡を図っております。

備考につきましては、1ページから2ページにかけての記載のとおり、備考1から備考3まで葛城市スポーツセンター条例の体育館と同様の内容とするものでございます。

施行期日は令和5年7月1日とするものでございます。

お手元に参考資料といたしまして、資料1、本市の体育施設許可要件及び使用料改正一覧表をお配りしております。それから、資料2は奈良県内の体育施設の使用料の一覧表、資料3としては奈良県内の体育館使用料一覧表ということで比較参考資料として添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいた

します。

奥本委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。急にこれが上がってきまして、いろいろ見ていたんですけども、大前提、大体世の中の施設というか、駐車場でも土日祝料金というのがあると思うんですけども、一括して全部同じ料金で果たしていいのか。1回決めてしまったらなかなか次、いじれないと思うんですけども、例えば他市のグラウンドとかの申込みの状況とかを見させてもらったら、年齢制限とかもあるんですよね、高校生以下は何ぼとか。そういうのがないのは、こんなざっくりした料金でいいのかというのがまず1点目ですよね。

2つ目が、施行日が7月からだって、これは決まったら周知の期間とかが必要と思うんですけども、7月に必ずやらなあかん理由ってあるんですか。逆に、10月とか11月とかに延ばすこと。7月に絶対やらなあかん理由を教えてください。

3つ目が、分かりやすく新庄の健民運動場の芝グラウンドでお話しさせてもらいますと、4時間のお話なんですけども、サッカーをやろうと思えば完全に全部他市の方やとしたときに、最大で4チームぐらいが試合できるのかなと思うんですけども、4チームの方々が市内の方か市外の方というのは申込みの状況でどうやって判断するのかなという。例えば、市内の方が何人やったら料金はこうとかという細かい設定があるのか。

この3つを取りあえずお願いします。

奥本委員長 体育振興課、吉田コミュニティセンター所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 コミュニティセンター所長、吉田です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問で、まず1点目、土日利用であったりということで料金の差はないのかということなんです。他市のを参考に見たところも、一部では土日料金があるところがあるんですが、ほぼ同一料金となっております、本市のほうでも同じ料金ということで、前に引き続き決めております。

また、年齢制限とか、そういうことですが、他市も一部でそういう例を設けているところはあるんですが、多くの市で設けていないところもありまして、本市のほうでは、今回はまず健民グラウンド等の料金を定めるということで、そういう設定のほうはさせてもらってないんですが、今後検討していきたい内容となっております。

続きまして、芝グラウンドの利用のほうですが、何チームか試合で来たときにどうするかということ、申込みのときに名簿を提出いただきまして、市内在住・在勤の方が半数以上おられたら市内料金ということで、そういうところで内規等で決めさせていただきまして、それで市外料金をいただいたりということ、判断をさせていただく予定です。

7月1日からの施行に関しましては、周知期間を3か月ということで設定して、7月1日からということ、しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 一部のところは土日。結構、頑張っているグラウンドを造っていただいているし、毎年予算でも出てきますけど多額のお金を入れて、僕はこのいいグラウンドをいいほうに使うってほしいんです。平日より明らか土日祝のほうが、駐車場さえ今どこでも高いわけですね。全部一律とって、それでそもそもこの値段設定が、これが合っているのかどうかというこの根拠ですよ、まず。1つは土日祝というので、少しでも歳入を入れてもらって、市内の方は別として市外の方が、僕の知り合いでも、サッカー11人でしたっけ、僕の年代で11人、45分、フルでできるわけないので、15人、16人のチームが4チームあったら60の方が使うときに、市内、市外関係なしにお金を払うから使わせてくれよという声も聞いているんですよ。そのときにこの金額でいいのかなというところもある。よそのを見ても大体そんなものなんかもわからないですけども、その根拠が、利用者人数との根拠があまり分からないんです。

2つ目の名簿とかというの、これは今からどういうことにするか考えていかはるんですかね。今のグラウンドの申込みの用紙を見たんですけど、8人しか書けないんですよ。名簿を集めるって、さっき言ったみたいに、40人が申し込まれたときに、40人をどのような名簿で誰が確認するのかなというところなんです。それが10人やったら多分確認できると思うんですけども、その名簿というのは手書きだけでいいのかというところなんですけども、そういうこの料金がこうで、こういうふうな申込み状況でこういう条件ですという規約的なものはまだないということなんですかね。

最後の、周知、決まったら3か月要ると思うんですけども、今すぐこれを7月に特にやらないあかん理由がないのであれば、そういう細かい設定、市内、市外とかの設定とかでも料金設定も土日祝の設定とかでも、もうちょっと考えたほうがええんかなと思うんですけど、答えられますかね。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課、吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問でまず1点目、料金の根拠というところですが、例えば芝グラウンドの料金につきましては、維持管理コストから1件当たりのコストを求めたものを参考に、近隣自治体等の類似施設を比較しながら協議して使用料を定めております。1時間当たりの使用料は、新庄第1健民運動場芝グラウンドは3,500円、新町公園球技場は3,000円となりますが、他市の榎原公苑陸上競技場の芝グラウンドの1時間当たりの使用料は約3,800円となっております。第1健民運動場芝グラウンドと新町公園球技場の差額に対しては、面積や附帯設備の差によるものです。第1健民運動場芝グラウンドは周りのスペースが広く、観覧席795席、照明設備等が付加価値となっております。

次に、利用者の名簿のほうですが、今回の条例改正に伴い、規則の改正も並行して進めておきまして、そこで減免規定であったり、その辺の名簿の提出やったり、それを別に定めるというところで、別表であったり、そこで名簿の提出の要件を定める予定をしておきまして、並行して事務のほうは進めさせてもらっております。

3か月の周知期間についてですが、いつから施行かというところで、先ほど申し上げたよ

うに3か月でホームページ等で周知するというところで、7月1日に設定をさせていただいているところです。

よろしく申し上げます。

奥本委員長 吉田所長、先ほど杉本委員が2つ目の質問で、名簿が8人までしか書けないという、そういうスペースしかないということに対して、今、規則の改正を進めているというふうにご答弁されました。具体的に先ほど8名というのを質問されているので、何名に改正を見込まれているのでしょうか。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課、吉田です。

先ほどのご質問で名簿のほうですが、申請様式のほうは様式として定められておりますが、名簿は別に様式を定めておりまして、今の案では1枚20名の様式を設けていまして、つくる場合は複数枚で出していただいたりというところで考えております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 3回目なので誰か続きやってください。僕が聞きたいのは、例えば60人のサッカーの4チームが来たときに、葛城市の人が20人おったら残り40人はほかの方でもいいんですかという話。何%がどうかという、細かいことは分かりませんが、決め事をその規約と同時に持ってこないと僕らは審査しようがないじゃないですかと聞いているんです。料金だけをばっか決めて後で決めます。僕はこのいいグラウンドを、ちょっとグラウンドに特化して今言っちゃっていますけども、このいいグラウンドをうまく使っていただくために提案しているだけなんですけど、他市の方が使ったときの料金を設定されるのはいいことなんですけども、先ほど何回も言っていますけど、土日祝も同じ料金でというのも疑問ですし、何人の方が使ったら市内料金、市外料金というのも謎なので、その辺を教えてくださいなと思っていますけども。普通というか、普通に考えて同時に出てくるべきなんかなどは思うんですけどね。規約とこれが同時に出てきたほうが分かりよいかなどは思うんですけどね。

奥本委員長 今の重要な質問内容なので、これに対する答弁を求めたいと思うんですけど。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 吉田です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問で、名簿を提出いただいて、半数以上が市内在住・在勤の場合は市内料金ということで、並行して規則等の整備を行っております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 例えば100人集まったら50人が葛城市内の人という確認はどないやってしはるんですか。

それはさっきも聞きましたけども。それをこれやったらできないんじゃないですかと思っていてるんですよ、僕は。これでできるんやったらできるんでしょうけど。それは誰が。例えば民間であったら、免許証を見せてもらわなあかんとか、免許証を添付して出してもらわなあかんとかという作業もされる予定なんですかね。

奥本委員長 要するに、民間とかの施設の場合は、個人の証明するものの確認と同時並行してチェッ

クをしているけども、それがされる予定なのかどうかということですよね。もう一度そこだけ、ご回答をお願いします。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、名簿の提出のときにまず確認をするのかというところです。名簿を出していただくには、市内のご利用の方にも出していただく必要がありますので、全ての方に名簿を確認するのは事務的になかなか困難で、利用者のご協力も要りますので、一応名簿で住所地と、在勤者の方は企業の住所等を書いていただくというところで、それを出していただいて確認をして、それで市内、市外の確認をさせていただいて指定の料金をいただくという予定をしております。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 本件については3議案一括の質疑ということでございます。私が思っているというか、いろんなこれ、この問題、割と長くかかると思いますよ。ここで聞いておきたいのは、去年だったと思うんです。具体的なところはあまり書いたものを持ってないですけども、この近隣で何市何町で運動施設を相互利用しようということを試行的にするねんということで、議会には知らないうちに協定を結ばれて、後から説明がございましたから、それはそれでいいんですけども、それ以降の説明がないんです。それで、近隣が相互的に使っていこうと。葛城市の人もよそも使えます。大和高田市、よそも使えますよ、ほかの地域の方も葛城市を使えますよという、そういうことであつたであろうかと思えますけども。いわゆるそれがその後、相互的に使っていこうという、もう一回繰り返しですけども、どういう試行的な内容であつたのか、内容が1つね。

それと、この間における今までにおいて、それがどのような成果があつたのか。いわゆる試行的やったんやから検証をされていると思うんですけど、試行的な部分に対する検証はどうやったのか。

それと、それが今回のこれに関係しているのかどうかも含めて、関係はしてるしてないは別にして結果的にはするわけですけども、このタイミングで出てきましたので、そこら辺をお示してください。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、近隣の7市町で体育・文化施設の相互利用の関係のご質問をいただきました。こちらにつきましては管財課のほうで事務のほうをさせていただいているところですが、内容につきましては7市町ということで、大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の市町で体育施設、文化施設を相互利用する試行期間というところで、令和4年10月1日から令和5年3月31日まで、一旦の期間を定めて実験をしているところです。

その内容になりますが、3月末で集計をしてまた公表される予定ですが、今のところ、葛城市に利用のあつたのは、香芝市から1件、体育館のほうで利用がありました。また、12月

末のデータでは、葛城市の方が市外に利用をされているのは2件ということで伺っております。

以上でございます。

奥本委員長 先ほどのご質問の、まだ3月末で集計予定ということですが、それと今回の提出された条例というのは関係しているのかというご質問でしたので、そこについて回答を重ねてお願いします。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまの条例改正と7市町の実証実験との関連ですが、それぞれの市町で条例であったり、いろいろ規則、内規がある中で運用している中で、広域的に利用を促進する意味もありまして実証実験がされているところですが、それぞれの市町で条例で料金が定められておりましたり、市外が2倍の料金をいただくところがあったり、そういうところもありますので関連はしておりますが、まずは条例に従って料金等の徴収をさせていただくというところで、その上で、条例に基づいた上での実証実験かというところで考えております。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 言おうとしていることは分からないこともないですけども、あまり私の期待する答えじゃなかったんですけど、相互利用をしようと言うときに葛城市に規定がない部分があったということで、私は今回定めるというのは間違っていないと思うんですよ。お互いに、葛城市の人もよそを使う、よその人もうちを使っただくということで試行的にするのに、まずは3月末が試行的やと。これを今度継続していくのかどうかというの、ほぼ決まっているわけですか。それに基づいて今回7月から改定になるわけやけども、もう一度繰り返しますが、先ほど説明があったように、10月から今年の3月まで試行期間やということを定めたわけですよ。市外の方にも使っただくということを定めた。今回こういうのが出てきているということは普通に考えて、そういう相互利用を進めていこうというふうに受け止めて、それであるならばこういう料金設定も必要やということでこうなったと違うかなと思うんですけど、その辺、今後のことについても試行的な部分が分からないまま、試行的に今後どうするのか分かれへんというものなのか、そういうふうに進めていくねんと。そのことだけ質問をしていますから、ほかにもありますけども、何遍も言いますけども、相互利用というのは試行的にやっていたよ、それも決まってないのに料金設定を決めていくんですよ。だから、これは必要なんです、うちになかったからない部分はつくるんですよ。ということを言ってくれば分らなかりやすいんですけど。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 経緯はそもそも相互利用ではなくて、決算特別委員会だとか予算特別委員会でも議員の方々からご指摘いただいたとおり、芝のところだったり、市外の人が使えないというのはどうなのと、しっかりもっと使ってもらって、かつ杉本議員からも今お話がありましたけど、お金を取ったらいいじゃないのというお話をいただいておりますので、今回芝生の面を中

心に料金を設定させていただいて、ほかのところについては数十円の差はありますけれども、現行と同様のやり方となっておりますので、そんなに大きく改正をしたつもりはなくて、芝生のところを改正するために大きく全部触らないといけなくなって大改正のように見えますけれども、メインは芝生のところの改正というふうに認識しております。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今、副市長から相互利用、そのことについてはあまり関係ないと。関係なく、今までからの議論の中で決められてない部分は決めていこうということで今回出てきたということでした。それはそれで理解をしておきたいというふうに思います。

あとはお願いとして、今後、試行的な部分でやっていますよという、私はこだわるんじゃないですけども、相互利用を試行的にやっているのが3月末。それがもうじき切れて、それを精査して決めていくということなので、それを今度継続させるのか、それをやめるのかによってこれも大きく変わってくると思うんです。だから、あとはお願いですけども、これは7市町でされるわけですけど、そういう協議の過程とか今後の方向性というのを議会にもお示し、これからもしていただくようお願いして、私の1回目の質疑を終わりたいと思います。

奥本委員長 ほかにありませんか。

杉本委員。

杉本委員 副市長がおっしゃるとおりに僕らがそれは言ってきたことなので、それは言った以上の責任があつて細かく聞いているんです。他市の方が使えるように、まさにそのとおり。ただ、僕が思っているのは、さっきも何回も言いましたけども、土日のほうが使われるし、例えばこの料金が、僕はもうちょっと取ったほうがいいんじゃないのって、民間的な考えになって申し訳ないんですけども。例えば先ほどの答えでも、利用者の半分が葛城市の方とか、利用者の数はどないしてはかるのかね。今でもそうやと思うんです。僕、今でもお聞きしているのはね。例えば、30人使っているのか、40人使っているのか、50人使っているのかというのをちゃんと確認できて、その半分というのができたりするのかという、そういう細かいのを書いた何かがないと分からないという感じなんですけど、それはなかなかできにくいものなんですか、その申込み規約というのは。今つくっている段階ということなんですかね。僕はちょっとそれは見てみない……。これだけで言うと、やっぱり土日祝、高校生、年齢制限とかをつけてくれと思うんですけども、そういうところで他市の人らなんか葛城市の方なんかどう判断するのかなって。それで、ぶっちゃけて言うたらできるのかなと思っているんですよね。その辺をちょっと確認してみたいんですけども。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今回、我々、イレギュラーなことをしているつもりはなくて、ほかの市の状況を確認させていただきながらやっているつもりです。ですので、ほかの市でも市内の2倍というやり方はありますので、そういうやり方をお聞きしながら同じようなやり方でやろうとは思っております。現実には、当日の段階で例えば免許証だったりとか、何か証明書を出していただくという作業をするのか、事前の段階で名簿を出していただいて、それを性善説として信じる

のか。前者のほうが適切だとは思いますが、それが本当に顔写真つきじゃないと分からないじゃないとか、いろいろあると思います。そこはほかの市も参考に、あとは民間のやり方も参考にさせていただきながら、ざるにならないようにはやらないといけないと思っています。

奥本委員長 ほかにありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私も同じように、料金設定と規約というのはちゃんと連動させないといけないんじゃないかなというふうに考えています。というのも、先ほどのサッカーチームとかのことなんですけど、ここのメンバーということもありますけど、私は市内の法人の方がサッカーチームを持っているかどうかは分からないですけれども、法人として借りたいというときに個々のメンバーを見るのか、市内の法人なので全部この料金でいきますよとかというのもあると思うんですけど、そういった細かい規約というものは絶対必要じゃないかなというふうに思っています。例えば運動場という名目なんですけれども、去年も一度開催されたと思うんですけど、個人の市民の方が運動場以外の目的でお借りになったりとかということも前回許可されていましてけれども、そういうことも変則的にあったりとかもすると思うんですよね。だから、規約は必ず、今の料金変更をされるのであれば細かくしておいたほうが決めやすいということもありますし、分かりやすいということもありますし、今回、今の規約というものを読ませていただいてもどうなのかなという、本当に簡単にしか決められていないので、7月1日に施行される予定ということなんですけれども、これが施行されるということであれば、7月1日までに規約というものはきっちりと定められる予定にされているのかどうか、聞かせてください。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 当然、7月1日までは決めないといけないと思っていますし、もっと前に決めないといけないとは思っています。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 規約は決められると思うんですけど、条件とかいろんなことがやっぱり出てくると思うんですよ、こういうふうに料金を改定されるに当たって。なので、どこまで決めるかということもあると思うんですけども、使用される方が混乱されないように、後でいろいろ規約にこう書いてあるんじゃないですかとかということもあると思いますので、本当に精査して規約をつくっていただきたいなというふうに思います。

奥本委員長 ちょっと確認だけさせてください。この新旧対照表のところの第1条から第7条のところを略ということで、そこを確認が私は今できない状況なんですけども、この中に利用目的という条項があるんでしょうか。あれば、どういう内容で使わないといけないというのが、そういう記述があるのかどうかだけ教えていただきたいと思うんですが。どうでしょう。要するに、こういう用途でしか駄目とかというの。今すぐ出てこないですか。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、例えば運動場条例で利用目的

のほうで定められているかどうかというところです。市で利用する場合も駐車場で使ったりするところもあります。そこで条例のほうでは、利用目的を運動に限るという項目自体は設けておりません。今回の改正は料金に係るところですので、今までの条例で定められていないのはそのまま、今回の改正でも定めていないというところです。

以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。今、確認だけさせてもらって。柴田委員、先ほどの質問に対する私のほうからの確認なんですけども、先ほどご質問の中で、スポーツ以外の利用でという前置きがございましたけれども、そここのところの核としたそういう規定が今見受けられないので、市としても行事のときに駐車場で使うということもやっぱりされているようなので、そこに対して質問の発言が、確認です。

柴田委員。

柴田委員 私が質問をしたのは、運動場を営利目的で個人的に使用されるということに対してちょっとどうなのかなというふうなことを指摘させていただきただけなんですけれども。だから、利用目的が運動、スポーツに限られているのであれば、それはちょっとどうかな。だから、そういう規定をきっちり設けてくださいねということをお願いしたかったということです。

奥本委員長 この中のところで、営利目的か否かというところのやつを追加してほしいという意見でよろしいんですか。

柴田委員。

柴田委員 それもあります。個人でそういう大きなスペースで駐車場も無料ということであれば、個人的に何かイベントをやりたいなと言って、それが営利目的であって使えるのであれば使いたいという人もいると思うんですよね。その辺りのところをきっちり規約の中で書いていただきたいなというふうに私は思っております。

奥本委員長 理事者のほうに。今こういう営利目的の条項を入れてはどうかという意見が出ておりますけれども、従来、その辺の利用の判断ってまた別個されていると思いますけども、そういう形の運用でいいのかどうかだけ、そこだけ確認だけ求めます。

今副委員長が見つけてくださいました。20ページに書いてあるんですね。入場料として規則で定めるものを徴収する場合の使用料は、2の規定にかかわらず、この表に掲げる額の5倍の額とするというのがあると。これという理解でよろしいですか。ありがとうございます。

柴田委員、そういうことで。

若干、横道にそれましたけど元に戻して。ほかにありませんか。

坂本委員。

坂本委員 先ほどからの杉本委員の関連にもなりますけれども、市外と市内との区別を免許証を見るのかとか、そういうお話でしたけれども。これはちょっと無理だと思うんですよ、どこまで厳格に確認をされるのか。きっちり免許証、例えばスポーツ少年団のサッカーとか野球とかでしたら、小人が、小学生が利用すると思うんですけども、そういう人たちに免許証で確認をすとかということもできないし、半数以上市内在住者がおれば市内価格でやりますよということですけども、どこまで厳格にそれを適用されるのかということというのも、多分

無理だと思うんですよ。そこら辺は、市内在住者が何人かおったらそれでオーケーですよというのにされるのではないかというような予測をするんですけども、その辺はどうでしょうか。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 先ほどのとちよつかぶってしまうかもしれませんが、まずは名簿を出していただきますので、名簿がうそを書いているかどうかですよ。たまたま来れなくなったとかというのはあるかもしれませんが、明らかにうそを書いているようなことが分かる場合には、それは指摘しないといけないと思っております。当日にどこまで、人数にもよると思います。数人ぐらいであれば全部チェックできると思いますし、大会で100人とかになってしまうと、その大会の当日に全員チェックして、あなたは例えば出られませんか、金額の問題で大会運営に支障を来すというのも、それは我々としても相手にとっても不利益といたしますか、思ってもないことですので。ですので、運用の段階で、他市のほうをしっかりと確認させていただきます。まずは名簿の段階で、半数が市内なのか市外なのかというので第1段階のチェックをさせていただきます。それが市外なのであればチェックは不必要ですし、それが市内が明らかに多いという場合には、抜き打ちでチェックするなりというのはいろんな方法があると思いますし、その人数によってしっかりとチェックするかどうかというのをやらせていただきたいと思っております。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 先日、高校サッカーの新人戦という近畿大会が新町公園球技場で行われていました。近畿大会を勝ち抜いた近畿地方の高校がいろいろ大会に参加してはいたけれども、そういった人たちは名簿じゃなくて最初から分かるので市外料金というふうに、徴収ということになるんでしょうかというのが1つと、それから、例えばプールの使用ですけども、親子、親1人と小人3人ぐらいでプールを利用する場合、小人のうち2人ぐらいが例えば市外であるという場合、あると思うんですよ。一緒に行こうよ、夏場に行こうよ、プールに行こうよということで。でも、そういうときでも小人は身分証明書なんて持ってない、免許証を持ってないので、市外のいとこの子でも市内の誰々ちゃんみたいな名前を書いとけよみたいな感じで、それで済むと思うんですよ。それでも施設側は多分、いいよと、オーケーよというように通さはると思うんですけどね。それはそうですねということをお聞きします。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、大会等市外の方の団体から申込みがあった場合の話ですが、初めから市外というところで市外料金で提示をさせていただくということと、名簿を提出いただくというところでの事務の運用を考えております。

プールの質問についてですが、今まででもプールで料金をいただいておりますが、コロナの関係もありまして名簿等を出していただいていたところなんです。そこで住所とお名前を書いていただいて、それで判断をして、市内と市外ということでの判断をさせていただいているところです。

以上です。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 そのようにおっしゃると思いますけれども、結局はどこかよく分からない人でも、小人は証明できないので市外の方が利用されるのは仕方ないというか、そこまで厳格にはチェックはしないというふうにされるのだと。別にそれがあかんと言うているわけじゃなくて、それでも市民の人たちがプールとかを楽しんでもらったらそれはいいと思うんですけども、そこまで厳格にはしないということで理解しておきます。

奥本委員長 今ここで整理したいと思います。まず今総括ですので、個々のこの事例はどうや、この事例はどうやと入っていくと時間が幾らあっても足りないので、そこは一旦置いておいて、まずチェックの体制については今規約を定める中で、今後の運用でまた詳しく図っていくという形をおっしゃっているので、そういう形で置いておきたいと思います。今まずはこの条例改正についての審査ですので、そこについて。現段階まででなかったところが、金額についての妥当性というのは一部、杉本委員から先ほど指摘がありましたけども、その辺についての審査がまだ不足していると思いますので、その辺りをメインにですね。それと、今回の改正は先ほど副市長からお話がありましたように、芝生のところの利用料について、ほかのところと一緒に引きずられて変わるという形、整合性を持たせているということなので、芝生のところがメインの議論の論点になるかと思っておりますので、その辺りを踏まえた上で質疑をお願いいたします。

谷原副委員長。

谷原副委員長 料金設定に行く前に、今のところで、要は市外、市内のことでもう一回、私のほうから1つ質問をさせていただきます。新旧対照表でいきます。議第7号の葛城市運動場条例でいきたいと思いますが、これまでは市内、市外という、この別表の中にはありません。ないんですよ。それを今回赤字になっていますから、この別表の中の備考欄2に、市に住所を有しない者として規則で定める者が利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の2倍の額とするということで初めて出てきたんですが、これまでがどうだったのか。これまで表には何ら備考欄にもないので、これまではどうだったのか、僕はよく分からないんです。ただ、健民グラウンドについてはそもそも無料だったからそれはないのかもわからないけれども、例えば健民グラウンドを除いたテニスコート等、健民グラウンドは後でまた質問をしますが、これはどうだったのか。お金の件がありますのでお金の件は後で言いますが、テニスコートなどは、これまで市内、市外という備考欄はなかったわけですから、これまでどうだったのかということをお聞きしたいんです。

2番目は、体育館等も関係するからちょっと広がるんですけども、市内在住、市外在住というより、そういうのもありますよ、一般市民にはね。でも、若い方が利用される、若い方じゃないかな、例えば少年スポーツクラブというのかな、野球とかソフトボールとか。要は団体利用が多いと思うんですよ。団体として使いたい、練習試合で使いたい、こういうことがあるわけで、この規定は全く、要は住民票の話になってきますので、実態として私は団体利用ということのほうが比較的多いこともあるので、健民グラウンドもそうですけど、特に新町のグラウンドサッカー場ですね。議会でも問題にしてきたのは、葛城市のサッカー

の団体は1団体で、あとほとんど他市の団体が来て使っていると。これは団体なので、団体規定がないんですね。ここら辺がちょっと、市内、市外でという、私も自分の経験上、こんなの他市の例えば合宿へ行く、合宿で使うので地元の体育館、公共体育館を使うで私もよくやりましたけど、こんな人々の名前を全部出してというよりは、団体が市外の団体だから市外料金というのはあると思うんですね。だから、団体利用をどう考えているのかというのをお聞きします。現状が市内、市外どういうふうなことになっているのか。特にテニスコート等、どういうふうになっているのかということと、団体利用の料金で市内、市外というのはあるのか。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、まず市内、市外の利用のお話で、今までの条例と規則にその項目があったのかというところなんです。今回の改正でご指摘いただいたように、運動場条例では備考2のほうで2倍の規定のほうを載せさせていただいておりまして、並行して規則の改正のほうでも、それに関する規則で定めるものというところでその案を入れさせていただいております。

そこで、団体利用に関してのことですが、現行の葛城市運動場管理運営規則第10条、使用料の減免で、条例第9条の規定により、市長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる場合となる使用料減免の対象となる機関、団体等は別に定めとなっております。こちらの免除の対象としましてはその内容として、市内の在住者及び在勤者で構成する社会体育団体等の登録クラブ及び教育長が認めたクラブが練習等で定期的に利用するとき等の7項目で規定をしております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私の問いに十分答えていただけなかった。もう一回言いますね。1つは、今の現状で市外の方が利用されている場合はどうなっていますか。料金を取っていますか、取っていませんか。これはこれまでなかったわけですよ、市内、市外規定なんかなかったから、今ないわけです。これを新たに設けるといって差をつけるということなんだけど、今がどうなっているかと。今市外の方が利用されていることもあるのかなと思うんですが、その場合の料金、テニスコートとか、どうなっていますかということをお聞きしたかったんです。これが1つですね。

それから、減免規定があるのは私もよく知っているんですが、例えば市外の団体が利用するということはここに入っていないので、全部、要は団体規定なしで構成員の人数でいくのかということなんですけど、ここら辺のことは検討もされなかったのか。僕は実態として団体利用が多いんじゃないかなと思っているんですけど、団体利用も結構あるんじゃないかなと思っているんですが、市外のですよ。市内は先ほど減免等もありますからまた話は別になってくるんですけど、これは料金の問題のときにまた出てくると思うんですが、そこをもう一度お願いできませんか。

奥本委員長 今のは1回目の質問の補足という形で、ここまでを1回目とさせていただきますので。

これに回答をお願いします。

溝尾副市長。

溝尾副市長 先ほどの答弁でも言っていることではありますけれども、市外の方が使われると今の条例上の金額を取っていることになります。分からないですか。市外の方は今の条例上の金額を取っていることになります。その金額とは別に減免規定がありまして、市民の方だったり、市民で構成されている団体だったりとかというのは、金額とは別に減免規定で減免しているというような状況になっております。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 この議第7号を見ていただいたら分かるように、これまで料金規定があったのは新町公園球技場及び葛城市農村広場だけなんです。ただだから、奈良県新庄第1健民運動場芝グラウンド、奈良県新庄第2健民運動場、奈良県當麻健民運動場、それから新町公園テニスコート、屋敷山公園テニスコート、これは料金表がないわけです。ないから、恐らく取っていないだと僕は思っているんですよ。今、副市長は取っているみたいなことを言いはったけど、ここを聞いているんですよ、僕はね。さっき言った新町公園球技場及び葛城市農村広場は副市長がおっしゃったように取っていると思いますよ。そこはね。市外の方はこの料金で取っているんだろうと思うんだけど、書いてない分を僕は聞いているんです。現状はどうなっていますかと。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 書いてないものについては使えませんので、取っていないとか使えないというような。書いているものについては大会とかで使っていただいておりますので、市外の方が使っていればその金額を取っているということになっています。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 つまり、芝生のあるサッカー場は、市外の方はこれまでは使えなかった。分かりました。やっと分かりました。だけど、多くの市外のチームが使っていることが議会で問題になってきたんですよ。だから、新たに市外規定をつくるということなんですけど。これは人数でいくということなので、私も非常に違和感があることだけはお伝えしておきます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕は料金のことでも何回も言って申し訳ないですけど、橿原公園には2面のサッカーグラウンド、人工芝のグラウンドがあるんですけども、そこが僕の中では1つの基準、人工芝なんですけども、土日祝で一般で1時間6,600円なんです。土日祝、高校生以下で1時間4,400円なんです。平日が1時間5,500円、平日が午前指定で1,375円。それで市外の方が使われる場合はこれの掛ける2という。だから、1時間1万3,000円ぐらい土日にかかるという計算が僕はベースにあって、今出されている金額が安いような気がしてしょうがないんです。ほんで、土日祝やったらもっと取れる、取れると言ったら言い方が悪いですけど、もうちょっと上げた設定をできるんじゃないかなと思うんです。その辺の判断が、人工芝と天然芝、天然芝のほうが皆さんはじめ一生懸命管理をしていただいて、僕はそれが分かっている、ほんで

夜9時までやられるわけじゃないですか。夜9時まで職員もいていただいてという話になるんですけども。この条例が通ったときに、どれぐらいの使用を見込んであるか。毎日毎日使われても芝が傷んでという話でもあると思うんです。僕、歳入を見ても、そこまで変わっているような気がしないんですけど、どれぐらいの見込みで、どれぐらいの期間を何日ぐらい貸し出そうとかというのは大体決まっているんですかね。

奥本委員長 西川部長。

西川教育部長 教育部、西川です。よろしくお願いします。

先ほどから議員仰せの土日祝の関係でございます。もちろんこの料金の設定をするに当たりまして、他市の状況も調査させていただきました。おっしゃっていただいていますように天然芝のグラウンドになりますと、榎原公苑の競技場、それから奈良市の鴻ノ池の球技場、それから大淀町に平畑運動公園というのが新しくできておりまして、それも天然芝でございます。その中で、榎原公苑の多目的グラウンド人工芝のほうは、確かにおっしゃっていただいているとおり徴収されて、倍額ですかね、されております。榎原公苑競技場と平畑運動公園は土日祝の設定はございません。鴻ノ池だけがそのような形でさせていただいております。ですので、いろんな状況を鑑みて、この数字は検討させていただいているということだけご理解いただきたいと思います。そのあとの質問は課長からお答えさせていただきます。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、芝生のグラウンドの利用料の根拠のお話がまずあったと思います。そこで、コスト計算につきましては、いろいろな試算をする中で芝生の維持管理コストを約800万円として、受益者負担割合を他市を参考に75%、稼働率を50%程度とすると、1件当たりの使用料が約1万3,000円となります。この1万3,000円を基準に設備内容を考慮し、新庄第1健民運動場芝グラウンドは1万4,000円、新町公園球技場は1万2,000円としているところです。

あと、利用の見込みというところで、条例改正で料金も変わることもありまして利用控えもあるかもわからないし、その辺の予想は難しいところがあるわけですが、今までの利用状況としましては、大会等の有料利用の場合は新町公園球技場を優先して利用いただいております。今後、アフターコロナで利用者増を見込めるものの、先ほど申しあげました利用料の増額に伴う利用控えや新庄第1健民運動場の芝グラウンドでの利用に回る可能性もあるため、仮定ですが、有料利用を年間30件と仮定し、それに市外全日使用料4万8,000円を掛けますと、例えば144万円の使用料が見込まれる試算となります。一方、新庄第1健民運動場の芝グラウンドにつきましては、同様の考え方をしますと、有料利用年間30件として市外全日使用料5万6,000円を掛けますと、168万円の使用料が見込まれる試算となります。

以上でございます。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 杉本委員がおっしゃるように、祝日の料金を高くしたほうがいいんじゃないかというのは、感覚的には非常に理解しているところであります。今回、最初にもお伝えしたとおり、あまり大改正にすべきではないのではないかという判断です。今回、芝だけを土日と入れる

のは我々としては望ましくはないんじゃないかなと思ひまして、やるんだったら全部やるんだらうということで、大きな改正にならないように、今までと継続しながらまずは芝生のところを料金設定しようというような考え方の下、今回つくらせていただいておりますので、理解できる場所でありますけど、やるんだったら全部かなということで、今回はそこまで至らなかったというような判断です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 土日祝のやつは、僕は1回これをやっちゃったら、また追加でやるほうが苦しいんじゃないかなと思ひるところもありますし、僕はあのグラウンドの負担をできるだけ下げて、あのグラウンドが奈良県内でも他県でも響くようなグラウンドになってくれたらいいなと思ひて、使っていただかないとまず、写真だけを見ても意味がないので、いい芝生を入れてもらっているからできるだけいろんな人に使っていただくのも大前提ですけども、やっぱり負担も軽くしていきたいなと思ひながら質問をしております。

今、課長のお答えの中で、30件というのはマックスの話ですか。どういう使用状況にされるのかという。今例えば年間これぐらい葛城市内の方が使われている、プラスアルファ30日ぐらいは他市の方々の予約状況が空くというイメージでいいんですかね。今、マックスの歳入の話になるのかなというふうに思ひたのと、もう一個確認したいんですが、7月の施行の根拠というのは先ほどおっしゃったみたいなのでいいんですよね。何かがあるから7月に絶対これを施行しなければならないということはないんですよね、基本的には。もう一回、これは確認だけ。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、芝の球技場の実績の話でございます。新町公園球技場の利用実績についてですが、令和3年度、86件のうち有料38件ありまして29万2,520円。令和2年度は、56件のうち有料で17件、13万5,960円。令和元年度で、51件のうち有料で15件、12万3,520円。平成30年度で、88件のうち有料で28件、22万1,940円。平成29年度で、108件のうち有料32件、25万710円となっております。コロナの状況の中ですので、平成29年度までの状況を申し上げましたが、アフターコロナで利用増の見込みはしているものの、先ほど申し上げましたように料金も変わることもありまして、年間の利用件数を想定していたところでございます。

それと、7月1日の施行のお話ですが、一応改正するについて周知期間ということで協議したところなんですけど、3か月というところで今のところ進んでおります。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 料金のことについて少しお伺ひします。先ほどとちょっと関係するんですけども、テニスコートについてはこれまで規定がありませんでした。だけど、今回は時間当たりになると200円ということを取るということになっております。それでこういう別表につけるわけですけど、これまでには市内の方で市長による減免を受けてない、つまりいろいろなスポーツ団体等関係ない一般市民の方がテニスコートを利用されるときには、全く費用は無料だった

のかどうか。それを今回こういうふうに表示をつけることで、要は市長の減免に当たらない人にとっては料金負担が発生するののかどうか。これは市民の方、これまでもし無料で使われていたとすれば、ここは料金が発生するというふうに考えていいののかどうか。これをお聞きします。

しつこいようですけれども、私は市民の方から、お金を払って使ったというふう聞いたことがあるからね。だから、今がどうなっているのかという実態がどうももうひとつよく分からないので、そこをお聞きしているんですね。その市民の方が払ったというのは、ただ仲間うちで会費として払ったのかどうかよく分からないので、そこは確かめで、これまでのテニスコートの一般市民の方の利用料がどうだったのか。全く無料だったのか。それが今回、一般市民の方の使用については今回から料金発生があるののかどうか。ここは、だから大きな変化ですよ。大方、市内、市外というのを合わせるために料金を半額にしてとかやっておられたりしますし、これまで減免規定があったところは同じだろうと思うので、料金の費用発生がある方がいるののかどうかということは重要なことだと思いますので、繰り返しになりますが、もう一回お聞きします。

それから、2番目ですけれども、今日、県内の市町村の使用料の一覧表を付け加えていただきました。これを見たら分かりますけれども、要は健民グラウンドというグラウンド、あるいは健民運動場ですね。健民グラウンドもあります、健民運動場という健民というのがついている施設がたくさんあります。これについてはわかき国体のときに、県として整備をされたものだろうというふうには思っておりますが、間違ったら言うてください。私は先輩議員から聞いてきたところによると、なぜあの健民グラウンドが無料なのかと。ずっと無料だったのは私も不思議だったので、それは健民グラウンドだから無料なんだというふうに聞いてきたところがあるんですね。ですから、そういう名残があつて市民は無料と。あるいは使うのも市内のみというふうに、五條市とか御所市なんか典型ですけど、天理市でもほぼ似たようなものだと思いますけれども、無料にした上で限定するということでの運用がこれまでの中心にあつたんじゃないかなと思っております。

今回これを芝生グラウンドがあるからということで、ここはお金を取りましょうと。これはこの間の議会の議論の中であつたし、私もそれは妥当だと思つてはいるんですが、それに付け加えて今回、例えば第2健民運動場とか當麻健民運動場、これが新しく今度付け加えられた、テニスコートと併せてですけれども。ここら辺も料金にこの金額を入れたということについて、私は他市と同じように健民グラウンドなんだから無償として、市民のスポーツ、文化あるいは健康のために無償という考え方もあるのではないかと思いますので、ここは全く同じような形で、これまでと同じような形とは違うところだと思つてはいるんです。そこはどうかということについて、どういふお考えなのかお聞きします。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、テニスコートの料金の設定がなかったというところで、今まででもナイターの照明のことで料金は支払っていただいたというところはあります。減免規定なりで団体等の使用ということで、テニスコートの使用料

は市内在住・在勤の方はいただいてないというところが現状でございます。

次に、健民グラウンドの経緯でございます。おっしゃっていただいているように、健民運動場は、昭和39年の東京オリンピックを契機に、昭和41年から昭和46年の5か年計画で県が土地を買収し市町村に無償で貸与する形で、健民運動場が県内36市町村38か所に当時設置された経緯がございます。その関係で、葛城市においては使用料は定められておりませんでした。

以上でございます。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今回の改正では、基本的に市内の方は実質的に変わりがないものと判断しております。

条例上は金額が出ておりますけれども、今までと同じように減免規定がありますので、市内の方に関しては実質的に変更はない。市外の方の料金をどうするかというような、実質的にはどうなるかというような改正と理解していただけたらいいかと思います。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私もそういうふうに理解はしていたんですけども、減免規定が具体的にどういう運用をされているか分からないものですから、こういう質問をしているわけです。つまり、減免規定が団体に所属しているんやったら減免されるんやったらしゃあないけど、市民やったら全員減免というふうになっているわけですか。だから、そこら辺のことが分からないものだから繰り返し聞いているわけです。そこをはっきりさせていただけたらと思います。

奥本委員長 西川部長。

西川教育部長 教育部、西川です。

各条例に減免規定がございまして、市内の方は全て今までも、現行も、これからも無料ということとさせていただきます予定をしております。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほど副市長が答えたとおりでございまして、今までと市内の方については変更がございません。ですので、今まで無料で使っていただいている方は無料でございます。ですので、今回はあくまで市外の方がお使いになるという場合の料金設定をさせていただいたということとでございます。もともと体育館施設等も含めまして、公共施設の中では市内を対象としての整備をしておりますので、ですので、市外を前提とした料金体系を持っていなかったということとでございます。ただ、今回サッカーグラウンドにつきまして、議員皆様方からいろんなご意見をいただいた中での新たな設定をする中で、やはりほかの体育館施設等も含めまして市外という項目をつくるべきではないかということとございましたので、その項目が新たに出てまいりましたが、今現在使っていただいております市内の料金につきましてはほとんど変わっていないと。今現状で無料で使っていただいている方は、変わりなく無料であるというご理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 減免規定が文書としても出ていませんし、市長が認めたらということやから、市長が

変われば当然運用も変わるものだろうと思うんですよ。未来永劫ではないと。だから、テニスコートは無料だった。あるいは健民グラウンド、この場合だと、新庄第2健民運動場、それから當麻健民運動場、これについては2,000円というふうに入りますから。これまでは無料やったんですよ、なかったからね。でも、2,000円と入るということは、市長の考え方1つで将来的に変わる可能性もあるし、減免規定がどんなものかは文書としても見ていないので、そこに市民は無償にしますと、減免規定ですよ、規定に葛城市民は無償という項目があるんかどうかね。それとも、市長が認めた場合というふうになっているのか。これは大きいことなんですよ。市長が替わったら、この2,000円が生きてくるわけですから。健民グラウンドとしての考え方としては無償でこれまでやってきたし、やってきているところもあると。ただし、芝生は別ですよ。芝生のところはこれまで議会として、これはお金がかかるし、これは利用をしてもらって、お金を取ってもいけるだろうと、これはやりましょうというふうなことは、大体のこれまで議論があったと思うんですよ。ところが、その整備の過程でテニスコートと當麻健民グラウンド、それから新庄の第2健民運動場ですね、グラウンドのお金まで入ってきちゃったからね。だから、そこを聞いているわけです。だから、減免規定で市民が無償というふうなことがはっきり書いてあるんだったらあれですけど、そこは出てないもんだから聞いているわけで。できたらその資料も併せて出していただかないとどうなのかなということがありますので、それはぜひ出していただきたいと。昼休みになりますし、ぜひお願いしたいなと思います。

奥本委員長 西川部長。

西川教育部長 ただいまのお問いでございますが、使用料の減免につきましては管理運営規則のほうでも、市長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる場合となる使用料減免の対象となる機関、団体等は別に定めとなっております。葛城市社会体育施設の使用料の免除に関する内部規定による免除項目という規定を設けておりまして、その中に市内在住・在勤者の一般利用ということで減免させていただくというような規定がございます。

以上でございます。

奥本委員長 今、内部規定か免除規定があるということですけども、谷原副委員長からその辺文書として出していただけますかという質問でしたけども、それはいかがでしょう。出せますか。まず、出せるかどうか。出せるのであれば、すぐ出せるかどうか。

阿古市長。

阿古市長 先ほど申し上げました考え方に間違いはございません。ただ、委員がご指摘のように、首長が替わったらその減免内容が変わるのかといえば、確かにその時代時代の首長の考え方に左右されるところはありますが、これは過去も今までもずっと同じです。ですので、これから替わられた首長に私は制約をかけるつもりはございませんけども、将来的にそれをかけるつもりはございませんけども、ただ、尊重はしていただけるのかなという思いであります。今まで過去においても、同じ減免規定の中で有料にしてきたという経緯がございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 今、条例の議論をしているので、条例の表の中でこういう金額が入っているから私は問題にしているのです、規則、規約、これは条例にならないでしょう。議会で表に出てこなくて変えられることができるわけですから。だから、そういうものがあるんやったら案で出してくださいということなんです。だから、それはきちっとしないと、実際2,000円上がるということを決めるわけですから、我々はね。だから、尊重されるというのはあるかもわからないけど、僕らは文章も見てないし、それはどういうものかも分かってないわけやから、それはぜひ出して、それをまな板に載せていただかないと議論できないと思いますので、よろしくをお願いします。

奥本委員長 いかがですか。

西川部長。

西川教育部長 今仰せのとおり、内部規定につきましては今、内部で決裁をとり整合性を整えているところをごさいますて、整い次第、提供できるかと思っております。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 これから、これに合わせた中での規定を整備していくわけなんですけども、今の考え方に沿った規定の整備になります。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私が聞いているのは今の内規を聞いているんですよ。今こういうふうに運用してきたというふうにおっしゃったから、それを出してくださいということなんです。今、内規がない中で運用をしているということですか、そしたら。あるということでしょう。あるんだったらその内規を出してくださいということを申し上げているんです。

奥本委員長 それでは、現状の確認を必要とする、審査上、進行上、確認したいと思しますので、一旦休憩した上で、再開後に現状の資料の提出を求めますので、準備をお願いしたいと思います。

では、暫時休憩に入りたいと思います。再開時刻は14時でお願いいたします。

休 憩 午後0時25分

再 開 午後2時00分

奥本委員長 午前中に引き続き、委員会を再開いたします。

まず、休憩前に理事者のほうにお願いしておりました減免に関する内部規定の資料が出てまいりましたので、これについての説明を求めます。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課、吉田です。よろしくお願いいたします。

ただいまお手元に配付させていただいている内容でございます。葛城市社会体育施設の使用料の減免に関する内部規定ということで、市長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる場合となる使用料減免の対象となる機関、団体等は別に定めるということで、目的、そして免除の対象ということで記載のとおりとなって

おります。

その中身、主なところでございますが、お手元の第2条（1）の市内の在住者及び在勤者ということで、市内の在住者、住民登録している者、そして2つ目に、市内の在勤者、市内の事業所に勤務している者ということ、ほか全部で7項目の例で示させていただいております。

そして2の方で、第1項にかかる行事名又は団体名等の免除項目は、別表のとおりとするというところで、具体的に別表のほうで免除になる項目のほうを挙げさせていただいております。この中で、中ほどにあります市内在住・在勤者の一般利用を含む項目の免除、そして下のほうでは免除にならない例として、県及び県内市町村の公的大会、また県体育協会の大会というところで、こちらのほうは免除にならないという例示で別表で示させていただいております。

その他は記載のとおりです。よろしく申し上げます。

奥本委員長 ただいま、内部規定に関する資料の説明をいただきましたけども、まずこの件につきまして何かございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 どうもありがとうございます。確かに資料の中に免除の対象ということで、市内の在住者及び在勤者ということで、住民登録している方は無償だということが分かりました。つまり、料金表を設定して、そこに市内、市外ということがあったとしても、こちらの内部規定により市民は無償だということが分かりましたし、またこれは継続していくということです。今回の条例によって直接市民の方には大きな影響がないものということは理解できました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 料金のことでしつこいんですけども、例えば午前、午後、夜間と、全部芝グラウンドのほうなんですけど、使用できるときは年がら年中1万4,000円なんです。午前、午後で、平日の午前やったら安くしておいても、同じ値段、安かったら使ってくれるとか、そういう計算というか統計みたいなのはないんですかね。夜のほうが平日は人気があると思うんです。土日祝やったら、午前、昼間とかが人気があると思うんですけど、全部同じ料金にしているというのは何でなんですかね。そういうところに照準を合わせて、できるだけ使ってもらったほうがいいという考えになるんですけども、その辺のお答えがあったら教えていただきたいです。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問でございます。午前、午後、夜間で料金の差はないのかといった関連のご質問に対しまして答弁させていただきます。

今回の改正につきましては、天然芝のグラウンドとテニスコート、料金設定がなかったというところで、コスト計算なりを基に参考にして料金を設定させていただいた経緯がございます。ということで、1件当たりのコストを参考に、近隣の市の料金も参考にしながら決め

ているところでありまして、なかなか需給関係であったり、そういうところまでは今回の改正では、他市のを参考にした中では採用をしなかった経緯がございます。また、午前、午後、夜間で、前の時間当たりの単価が違う部分もありましたので、その差はどうかという協議の中で今回は統一して決めたというところで、ほかの体育館の料金とともに、芝のほうも同じ料金で設定をさせていただいております。

以上でございます。

奥本委員長 吉田所長、今、杉本委員の質問は、料金が曜日や時間帯別に設定されずに全て一律同じ料金なのはどういう理由ですかというところを尋ねられておりますので、そこはどうなんですか。ほかの施設に合わせたというのが回答ということによろしいんですか。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 再度、答弁させていただきます。ほかとの関連もありまして、あえて統一して料金の方を設定させていただきました。よろしく申し上げます。

奥本委員長 杉本委員、いかがですか。

杉本委員。

杉本委員 今のが根拠になるとはちょっと思えないんですけど、例えばこれをやってみて、料金、見直したほうがいいよねと言ってすぐ変えられるものなんですか。これですつといかはるんですかね。そういう見直すタイミングとかいうのも出てきたり、他市の動向、他市の動向と言わはりますけど、どう考えても夜のほうに人気があって午前中的人气がなかったら、料金を改定しようかなとかいうのはすぐできたりするものなんですか。考え直す機会があるかどうかということですね。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 今後の料金改正の機会なりの関連のご質問をいただきました。今、物価高騰の折ですし、今後、社会情勢の変化であったり利用状況の変化に伴って改正する、検討を必要とする場合が出てくるかは想定はしております。ですけれども、頻繁になかなか変える機会はないとも考えておりますので、今後の状況も見ながら、近隣の状況も見ながら、協議していきたいと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員、よろしいですか。

杉本委員 大丈夫です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 私、しつこいようなんですけど、もう一回確認をさせていただきたいのが、備考の3の利用者が入場料として規則で定めるものを徴収する場合のところなんですけど、私が理解しているのは、市が主催するものとか市に関連して運動場をスポーツ以外の目的で使われることもあるというのは理解しているんですけど、個人の市民の方がスポーツ以外でもその場所を使用できるかどうかというのを、もう一回確認させていただいていいですか。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問です。運動場を運動以外の用途で貸出しの関係するご質問かと思いますが、申請に利用目的とかを書いていただいて、教育長の許可なりで許可を出しております。その中で体育利用以外の、例えばマルシェであったり、そういうイベントの場合は協議をさせていただいて、許可のほうを出す、出さないの判断をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 その許可を出す、出さないという規定はどういう基準で定められているかというか、誰が最終的に決定されることなのかというのと、それから、今マルシェというお話が出たんですけども、マルシェだと私の感覚だと物品販売という感覚になるんですけども、それを市民の方だからといって無料でそこを提供するということに関してどういうふうに思われているか、聞かせてください。

奥本委員長 ということは、今お聞きになりたいことは、具体的にマルシェで使ったときにはどうなるかということによろしいですか。

柴田委員 そういうふうに具体例のほうに分かりやすかったら、そちらで考えていただいたらいいと思います。

奥本委員長 スポーツ以外というあまりにも漠然とした内容なので、なかなか答えが難しい。

柴田委員 今、課長のほうからマルシェという言葉が出たので、それを事例として出させてください。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまの運動場の利用に関しまして利用料を定めておりますので、市内利用であったり市外利用、その辺の関係の内容であったり、使用の目的、その辺を協議させていただいて、条例なり規則を照らし合わせて、それで判断をさせていただいているところです。ですので、今回のご質問にもありました入場料を徴する場合というところで、いわゆる営利かどうかというのも判断の1つなんですけど、何をするにしても経費が要りますので、営利はどこから営利かというところもあります。文言としては入場料を徴する場合というところで、それでの判断をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

奥本委員長 誰が最終判断を下すかという問いに対してのお答えは。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 許可は、社会教育施設で教育長の許可というところになっております。

以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 最終的には教育長が許可されたら、そういった営利目的のイベントもできるという理解でいいのかなというふうに今思いましたけれども、備考の3の利用者が入場料として規則で定めるという文言がどちらかというのと、普通に考えると、スポーツイベントのときに来られた方から入場料をいただくというふうに捉えられるんですけども、物品販売とかになりますと別に入場料を払わないと思うんですけども、そういったところの規約みたいなものもおつく

りになるという予定なので、そういった細かいところもちゃんと決めていただいて、市民の方の公平性というものを保っていただきたいなというふうに考えております。

奥本委員長 柴田委員、物販に関するような条項も盛り込んでほしいということですか。

柴田委員 はい。条例ではなくて規約も一緒に考えられるということですので、規約の中にきっちりを入れていただきたいなという要望です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 料金のことで、市内、市外ということで議論になっていると思います。そこで、これまで議会でも議論が出てきたことについて質問をしたいと思います。今日、先ほどあった内部規定について資料を出していただきましたけれども、別表のところに、連盟クラブ主催の広域親善交流大会試合等（スポーツ少年団を含む）とか、あと、中学校部活動等というふうに書いてあります。私としてはやっぱりスポーツを盛んにするためには、できるだけ費用負担がないほうが望ましいと思っております。そのほうが当然様々な活動が活発になるわけですから。ただ、活発になってなかなか取りにくい状況になったら、使用料も含めて規制していくという考え方も出てくるのかなとは思いますが、基本的には、無償でスポーツ活動を社会教育としてきちっと行政として保障していくというのが私は望ましいという考えを持っております。

ただし、芝生の問題は大変費用がかかるということで、市民の方々からもご意見があって、これはぜひ徴収したほうがいいのではないかとということで、今回1万4,000円という金額、これが妥当かどうか私もよく分かりません。また、先ほど杉本委員からおっしゃるように土日とか、そういうことが出てきますのでどうかということもありますが、これは使用状況を見て今後、多ければ当然見直しということもあるのかなというふうに私は思っておりますけれども、基本的にスポーツ活動を盛んにしていく上では無償が望ましいという立場で質問をしたいと思っておりますけれども、要は連盟クラブ等、サッカー場をスポーツ少年団の方が使っておられて、葛城市のスポーツ少年団の1チームがあって、ほかはほとんど大勢市外から来られているというふうなことに対するご批判があったことかと思うんです。そこで先ほど来あるように半分、市外の方が半数以上であれば市外として取るというふうなことだったんですが、今日は条例の中にはないので、ここはぜひ工夫していただいて、どういうやり方がいいか試行錯誤あるかと思うんですね。

一方では、中学校の部活動で、前々から言っていますけど普通、練習試合だったら3チームでやると。うちのチーム1つ、市外のチーム2チームになると。そうすると当然半分を超えちゃうと。でも、この内規ではオーケーかなというふうなことがあって、そうするとサッカー場のスポーツ少年団の場合、これによると何チーム来ても市内の1チームがあったら無料になっちゃうのかなという気もするんです。そうするとこの間、議会でも議論をしていたことが少しずれてくるんか、まだそこがどうなのかなという議論がまだ残るのかなと思うんですが、これはお考えを聞かせていただきたいんです。1万4,000円取りますよと。純粋に社会人の方が利用されるんだったらこの費用でも安いかなとは思いますが、そういう

現在利用されている、スポーツ少年団などで利用されている方々の場合、現実はどうなるのか。こちら辺りをお考えをお聞かせ願いたいんです。

奥本委員長 西川部長。

西川教育部長 教育部、西川です。

ありがとうございます。今いただきましたご意見、内容につきましては、今後、各団体とも意見交換しながら精査していきたいと思っております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 精査がどちらに向くか分かりませんが、これはだから内部規定なので、内規なので、なかなか議会で議論をする機会がないかとは思いますが、今後、厚生文教常任委員会でも、今回議論になったことについては継続して見ていく必要があるのかなど。これは市民の方々がそういうことをおっしゃるので、我々もずっと気にかけてやってきているところがありますので、今、具体的なお答弁はなかったんですけど、それ以上のことはないのかなと思っておりますので、また今後注意して見ていきたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 これを話をしていたらかなりの時間がかかってしまうと思うので、ある程度置いておきたいと思いますが、副市長が言わはったように大きな改革をせずに、ない部分を今回取り決めをしたと。市長がおっしゃったように、今までと市民については変わりはないんやと。こういうことで頭に入れながらこの件については審査をしたいなと思うんですけども、この減免規定を出してもらったときに新たに考えているんだというお話が午前中の最後のほうでありました。私もこれを見せてもらったときに、平成17年にできた減免規定ということですけども、ここにスポーツクラブとか、新しく組織としてできているじゃないですか。だから、そういうことも多分含まれて、ここにはスポーツクラブという言葉は出ないですけども、そういうことを改めていくのかなと思うんですけどここには出ていませんので、ここをまず1点お伺いしておきたいと思っております。

それと、直接的な関係はないんですけども、条例で出ているんですけども、運動場関係で、直接は関係ないですよ。しかし、夜間の利用というのは定めておきながら、夜間の照明は3月から11月と、いわゆる12月から、12月、1月、2月とは夜間照明は使えないという規定にされているわけですね。これは午後5時からと。普通に考えると冬場のほうが早く暗くなるので、このときこそ午後5時、午後6時になったら暗くなる時があるんですよ。このときこそ照明を使いたいというのが一般的な考え方じゃなかろうかなと。ただ、芝生の関係もここにはあって、芝生を養生いうのかな、やっつかないかなあかんでこうなっているのかなと思うんですけど、屋敷山公園にある第2健民グラウンド、あそこなんかはそういうの関係ないわけですね。いわゆる欲しいとき、夜暗くなるのが早くて明かりが欲しいときは使えませんよと。ここはどうも納得がいかない部分があるんですけども、この辺について、最後に

なってきますけど確認しておきたいと思います。

奥本委員長 吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 ただいまのご質問で、まず1点目、スポーツクラブの関係でございます。この内規の表ですが、ほかにも例えばこども園であったり老人クラブであったり、名称の関係の変更もあるので、その辺で今調整をしているというところがございます。スポーツクラブにつきましても、内規の中で当てはまる場合はそれで運用をするというところなんですけども、例えば教育長が認めた市内クラブの定期練習などというところで当てはまる場合、それで判断をさせていただく予定で、特別スポーツクラブ等というところでは今の案では入れていないところです。

次に、夜間照明のことについてです。今まででも夜間照明の料金が定まっていたところで、今回は特別変更はないところなんですけど、冬場の利用は特に少ないこともありまして、今までそれで運用をしております特別問題もないので、今回は改正はしていないところです。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 組織とかいうのもいろいろ変わってきますよね。だから、平成17年からこのままいっているということ自体は問題があるのか分らないです。だから、今ないものを新しくしようと、変えるべきところは変えようというふうに、やり方というものをちゃんと前向きに考えているというふうに受け止めて判断したいと思います。それはそれでいいです。

ただ、夜間照明ね、今言っているように、やっぱり誰もこうやと思ったはるだけで、公園ないですと。冬場はスポーツをしないと。野球とかはあまりしないか分らないけども、サッカーとか、それ以外の陸上とかということになっていったら、夜もやっぱりされることもあって、例えばマラソン関係とか、葛城市でもやっているマラソンは1月にするんですか。昨日は飛鳥ハーフマラソンとかありましたよね。決してスポーツを冬にしないというものではないと思うんですけど、葛城市は冬場は夜間はできませんよと。働いている方なんかを言うて使いたいのと違うのかなと思うんですけど、ここらは今までどおりやっててというところですので、別に今回改めなかったということだけなので、今後ここは検討をしていただいたらどうですやろ。夜暗くなるのが早くなるのにこの時期には使えませんよというほうが、私は、もう一回言うけど時代の波に合わせてように変えていこうと言うのやんか。だから、その部分も時代の波に合わせて変えていったほうがいいと思う。それは要望にしておきます。

以上で結構です。

奥本委員長 ほかにございませんか。いかがでしょう。

今、3議案一括質疑をやっているところなんですけども、非常に多岐にわたるところで、減免の考え方であったり、受益者負担の考え方であったりというところ、いろんなところが交錯してきます。この後、質疑ないようであれば討論のほうに入っていくわけなんですけど、その前にオブザーバーである議長、もし何か欠けているような意見とかがあったら、なければそのまま進みますけど、いかがでしょうか。

議長。急に振ってすみません。

梨本議長 いろいろと委員会の中で審査していただいたわけですが、なかなか細かい部分まで、まだ私自身も見ている中では難しいのかなと思う部分もございました。できれば、行政のほうで説明できる段階で協議会などで一度諮っていただいた後に、しっかりと委員会に付託していただくということをしていただいたほうがいいのかなどというふうに感じながら議論を聞いておりました。

以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。突然振ってすみませんでした。

谷原副委員長。

谷原副委員長 藤井本委員がおっしゃった件は、非常に整合性が欠けているなど。新たに料金を夜間も設定したところ、照明については旧来の分が残って、12月以降の冬の夜間照明料金規約がここの中では欠けてしまっているの、こんなところは、いいか悪いかは別にして、内規というのがありますのでね。また便利がいいか悪いかどうか分からないんですけど、議論にならないのであれなんですけど経過措置も含めて、例えば夜間利用の書いてあると、ここへね。夜間利用したいと。でも、真っ暗じゃ利用できないわけですから、冬場。整合性が欠けたかなと思うところがあるので、これは運用上で少し考えていただかないと、ここで修正案を出すかどうかというふうな話になってしまいますのであれなんですけど、この辺お考えをお聞かせ願いたいんです。でないと、これでやっても夜は使えないということになるかと思っておりますので、そこだけ答弁をお願いしたいと思います。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 いろいろご意見ありがとうございます。どれくらい実際に市外の方が来られるかというのが分からない状況で、まずはスタートをさせてもらいつつ、今いろんなご意見をいただきました。藤井本委員がおっしゃっていただいたみたいに時代時代によって変わってくると思いますし、ニーズによっても変わってくるんだと思います。それはしっかり把握させていただいて、また、しっかり条例を改正しないといけない場合には適宜、条例改正する必要があると思いますし、金額とかを新たに付け加えるのは条例だと思いますので、内規でどうこうという感じではないと思いますので、内規のところもしっかりつくったときにはまた議会の方に、こんな感じでやらせていただきますという運用のやり方とかを説明させていただいて、それじゃちょっと駄目なんじゃないのというご意見とかがあれば、また内規は改正可能ですし、さらに市外からの方はどういう意見があるかもわからないですし、また今回は排除させていただきましたけど、市内と市外で、1か月、2か月という予約の方法とかも検討しておりますので、その辺でまた市内のスポーツ団体だったりとかのご意見とか、もしあれば反映させていかないといけないと思っておりますので、運用のほう、しっかり今後も検討していかないといけないと思っております。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 言った以上はやっぱりきちっとしておきながら、今はもう賛成しようと思っております。思っているんですけども、夜は貸しますよと、そやけども、言っているように冬場は照明はあきませんよと。こういうことですよね、条例を見ている限りはね。ここに矛盾を感じ

ると。だから、修正してくださいということも言えんねんけども、そこら辺をよく検討するというのを言うといていただかないと。高校生、中学生、市内の中学生がマラソンのために夜、練習に使います。それは貸すわけでしょう。でも、ナイター設備は貸さない、使えませんかといくわけでしょう。それが内規になるのか条例になるのかは別にして、しますというのを聞いとかないと、今申し上げているように修正してくださいということになるので、ここをきちっとしておいてください。

奥本委員長 答弁いただけますか。

吉田所長。

吉田体育振興課長兼コミュニティセンター所長 運動場等のナイターの設備でご質問をいただいております。今まで12月から2月までナイターをしてないというところで運用をしまいいりました。その間は、体育館等は夜間のほうはしておりますので、そちらでしていただいたり、例えば當麻スポーツセンターの体育館の中ではランニングコース等もございますので、そちらのほうでご利用いただいているのが現状かなと考えております。

以上でございます。

奥本委員長 西川部長。

西川教育部長 教育部、西川です。

議員仰せのとおり、ナイターのほうのニーズがいかにあるか等々調査もさせていただきながら、検討してまいりたいと思います。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 それやったら、削除したらどうです、これだけ。やろうとしていることにちょっと重たいものがくっついとるわけですよ。やろうとしている料金のことは、ここで私は認めますから。けど、この料金に関してここが重たい、ぶら下がるとるわけですよ。それをどうにかしてよと言うたら、適切なお答えが返ってこなかったわけですね。この部分を消したって、やろうとしたはることに影響はないわけでしょう。市長、答えてもらっても。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 今ご提案いただきました。従前から実は変えておりませんで、運動場施設、特に4つですね。奈良県新庄第1健民運動場と奈良県當麻健民運動場、それと奈良県新庄第2健民運動場、それと新町公園テニスコート、この4つにつきましては従前から夜の使用を認めてない。それが12月から2月末まで認めてないわけでございます。ですので、当然ナイターの使用のところからもその期間を除外しているというのは、実は今回の条例改正ではいらっておりません。今回サッカー場ですね、特に芝生のサッカー場の使用についてのみを意識しての条例改正を考えておりましたので、ですのでこちらの方は検討しておりませんので、今回の条例の中では検討できませんが、ご意見をいただきましたので必要であれば、またこちらのほうで判断いたしまして、条例の上程をするのか、今後上程をするのかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。質疑終結いたしますよ。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 それでは、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思います。

まず、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 長きにわたって、あそこの芝グラウンドの料金を取ってくれて、やっていただいたのは私としてはかなりうれしいところなんですけども。反対といいますか、この料金をもう一度考えていただきたいんです。これが急ぎで、7月に絶対必ずこれがあるからというふうに上がってきていたら僕は賛成したんですけども、先ほどの答弁にも7月に施行しなければならない理由というのはあまり分からなくて、先ほど所長も頻繁にこれをいじることはという答弁をいただきましたので、後押しして反対討論とさせていただくんですけども。

やっぱりスポーツというものは、1年間365日、春夏秋冬とありまして、夏にはこのスポーツ、冬にはこのスポーツが盛んであるとか、秋はこれが盛んであるとか、例えば土日祝であったら午前中、昼からが人気の時間帯であったり、平日であったら午前中は暇であったりというふうに、人気の時間帯というのがあると思います。どこの施設でも、民間の施設でも、

やっぱり土日祝であったり人気の時間帯というのは料金がちょっと高いです。翻って、今上がってきている条例を見ますと、近隣施設からしたら妥当な値段だというのは、ある程度一定理解できました。ただ、空いているときずっと4時間1万4,000円というのはあまりにもざっくりして、あんなすばらしい芝グラウンドをぱっと見、ずっとその値段で借りれるのはちょっとどうか、いかがなものかなと思います。土日祝であれば少し値段を上げたり、平日の暇な時間帯に料金を下げたりという工夫をいま一度していただいて、そして規約というか、使用目的であったり、使用される人数、葛城市の方がこういう申込みをされてこういう団体ならば市内料金でお貸ししますよという、そういう細かい内容も見なければ、どういった方々がどういった人数でどれぐらいの時間帯に借りるのか、僕はあまりにも見えなさ過ぎて、もう一度考えていただいて、これをやっていただくのはすごいうれしいんですけども、やっぱり頻繁に条例というのもいじれるものでもないと思いますので、今ちょっと心を鬼にして反対という形で、もう一度出していただいて、ちゃんと根拠があれば僕はもちろん賛成させていただきますし、皆さんは今どう思われているか分からないですけども、この部分だけがどうしても僕は納得ができないので、反対とさせていただきます。

あと、年齢制限等々、子どもたちが使うときには他市では料金を下げたり、工夫をされているところもあります。そういったところもぜひ取り入れていただいて、市民の皆さんもとより、他市の方にもすばらしいグラウンドだと思っていただけるような料金設定と環境をつくっていただきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 いろいろな意見が皆さんからも出だし、私からも申し上げました。時代に応じてスポーツに関する、また施設に関するニーズというのは変わってこようかと思います。そんな中で今回こういう改正というんですか、料金を設定される。1つずつニーズに合ったようにやっていこうというふうがいいように受け止めさせていただいて、私は賛成をさせていただきます。ただし、私は今のニーズにどうかということについて合っているかどうかということについては、100%とは思っていないということも申し上げました。一步は進んだけどもそこまでたどり着いてないので、市長も検討すべきところは検討すると、その言葉だけでいいんです。だから、そういうことをおっしゃってくればだったので賛成しますけども、言葉どおり時代にマッチした体系の条例となることをお祈りして、私の賛成討論といたします。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 それでは、討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

奥本委員長 起立多数であります。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

た。

それでは最後に、議第8号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。

それでは、議第8号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、博物館法の改正に伴い、条文の一部を削除することと併せて、博物館の設置について改正博物館法の規定によるよう、条例の一部見直しを行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条中、博物館法第18条の規定に基づき、本市に博物館を設置するとなっているところ、博物館法の一部改正によりまして、公立博物館の設置を条例で定める必要を規定しておいた第18条が削除をされましたので、引用する同条文を削除し、あわせて、博物館の設置については博物館を定義する条文として、博物館法第2条第1項に規定する博物館を設置すると改めるものでございます。

施行期日は本年4月1日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 歴史博物館の博物館法が変わったということの条例改正ですよね。ここで確認を取っていきたいというふうに思います。歴史博物館というのは、私は葛城市にとって本当にいい施設やということで、今までからいろんな質問をしてみました。ちょっと歴史をたどると、この歴史博物館があるところは、知らない方がおられたら駄目なんですけども、知らない方がおられたら知っておいていただきたいんですけど、今、歴史博物館のあるところはもともとの新庄町ができる前の新庄と忍海が合併する前の忍海村の忍海中学校の跡地ですね。あそこに今、歴史博物館がある。今、歴史博物館があつて、忍海小学校との間に舗装してない駐車場に使っているようなところがありますけども、あそこが中学校の運動場であつたと。私もそのときいてないから聞いた話ですけども。でも、私らが小さいときにまだ忍海中学校の建物って残ってましたですね。それが一般の電気屋に売却されて、そしてまた市民の大きな希望があつて当時、町が買い戻して、できたのが歴史民俗資料館でした。歴史民俗資料館として、それを言うために遠回りしましたけども、歴史民俗資料館として、今の複合施設じゃないけどもホールと一緒にあって、あの建物が平成12年にできたと。11月頃でしたけども、こののをよく覚えております。

合併したときの議会で、そのときに歴史民俗資料館を歴史博物館にするんだという博物館法に基づいた建物にするんだと。こういう議論があつて、歴史民俗資料館というよりも博物

館法にのっとったほうがいろんな事業ができるんだという説明を受けて、名称の変更をしたというのが歴史なので、この機会に覚えておいていただけたらいいかなと思うんですけども。

そして、これから質問に入んですけど、2点お伺いします。博物館法というのは、登録博物館と、いろんな種類に分かれるんだと、博物館というのはね。専門家の方に入っていたきましたので、お答えをいただいたらええと思う。博物館というのはいろんな種類に分かれるんだというふうに調べてみると載ってある。今回、博物館法の法律に基づいての改正ということやけども、葛城市の歴史博物館というのは、博物館法に基づく博物館の種類というのが2種類なのか3種類なのかあって、どこにまず該当してというところら辺をご説明いただけたら、私は愛する歴史博物館ですから確認しておきたいなというのが1つ。

あともう一つ、皆さん方もスマホなりネットなりで奈良県の歴史博物館というのを調べてみたら、當麻のけはや座も出てくるんですよ。例えば御所市の水平社博物館とか、奈良県の博物館としてはけはや座も出てくると。これは関係ないのかなというのが今回、私も疑問に思っていたので、お聞かせ願おうと思って質問をさせていただきました。

奥本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館の神庭でございます。

まず、2点質問をいただいたうちの1点目でございます。まず博物館の分類としまして、登録博物館、それから博物館相当施設、その他の施設というふうな形で現行の博物館法で分かれております。そのうち当館は登録博物館に相当いたします。

2点目、けはや座については、私もあれは商工観光プロモーション課の管轄になりますので、施設の条例等も把握しておりませんので、どういうふうになっているのかは分かりませんので、私のほうからは答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 この際やから、せっかく説明していただいたんだから、3つあって、登録博物館と、それと博物館相当館、もう一つ何やったかな。その意味を教えてもらって、登録博物館がその中では位置づけが高いんだとかというふうなことも教えていただけたらいいと思います。

それと、間違っってこんな表現をして、これも流れているわけですからあれなんですけど、本当に奈良県の博物館って調べると、けはや座は出てくるんですよ。ほんなら、博物館法が変わっているというのにそこを変えなくていいのかなというのは当然の話であって、委員長、皆さんも今調べてもらっても結構ですけども、そこは確認しておく必要があると思うんですけども。

奥本委員長 今、藤井本委員から、けはや座ですね、これが博物館法の何に該当するかという質問があって、現状ではここに参加されている理事者の方で分からないということですけども、もしかすると、今回のこの折に触れることになるか分からないということですね。一旦、暫時休憩を挟んで、調査のほうをお願いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

休 憩 午後2時48分

再 開 午後3時04分

奥本委員長 休憩前に引き続き、委員会を始めます。

先ほどの藤井本委員のご質問につきましての回答をお願いいたします。

西川部長。

西川教育部長 教育部、西川です。

先ほどの藤井本委員のご質問でございます。当麻の相撲館けはや座につきましては、登録博物館、それと博物館相当施設には、県のホームページ等も見させていただきますと該当いたしません。ですので、こちらの博物館法の一部を引用しての条例等の設置は必要ではないと考えております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 一番最初に、葛城市の博物館は3種類に分かれるということでお聞きしておきます。それすら分からずに、博物館と大きな意味合いで載っていましたのでお聞きしたわけですが、答えとしては博物館の類似施設というようなことであるということは理解できましたので、調べていただいてありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。理事者の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 それでは、就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、まず保育所の2次募集の結果について、理事者より報告願います。

中井こども未来課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願いたします。

まず、令和5年度入所に係ります2次募集の結果についてのご報告をさせていただきます。

令和5年5月以降の入所希望者につきましては、2次受付といたしまして、令和4年の12月15日、16日、17日で受付を行いました。市内の私立保育園につきましても、最終日を同日として受付を行っていただきました。入所空き枠につきましては、園ごとにホームページに掲載し、それを参考にいただきながら申込みを行ってまいりました。申込数は64人となりました。入所調整後です。令和5年3月8日時点で、5月以降の入所に係る待機児童につきましては24人となりました。年齢の内訳といたしましては、0歳が23人、1歳が1人となっております。入所決定通知につきましては3月9日に発送しております。

また、今回の申込みの希望の傾向につきましては資料のほうでまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

資料1につきましては、4月の入所、1回目の入所の受付の希望順位の入所児童を表しております。上を見ていただきましたら、まず保育所別の年齢別で、第1希望で入れた方、第2希望で入れた方、第3希望、第4希望までですけれども、それぞれの人数を表しております。

続きまして、資料2につきましては、その後、5月入所以降の方につきましても同じように、保育所ごとに年齢別に、第何希望で入所ができたかというところを表しております。

続きまして、資料3におきましては、保育所別の第1希望で入れた方の人数を表しております。

以上につきましては、この表から見るところにおきましては、やはり磐城第2保育所につきましては、全ての年齢において第1希望者で受入枠が埋まってしまっているという状態になっております。

よろしく願いいたします。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 だいぶ老眼が進んでぼやけてあまりちょっと、また今度ちゃんと見とくので。結局、今どうですか、待機児童のほうはということになると思うんですけど、今の段階ではどんな感じでしょう。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 中井でございます。

今のところの待機児童は、4月受付分、4月入所分が11人で、それ以降、5月以降につきましては24人となりました。

以上です。お願いします。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 その24名の子どもたちの年代というのは、聞き漏らしていたら申し訳ないです。ずっと見えへんのを見てたから、あまり聞いてなかった。

奥本委員長 先ほど、0歳23人、1歳1人という内訳でした。

杉本委員。

杉本委員 それは保育士不足という問題、施設では受けれるけど保育士不足という問題ですか、やっ

ぱり、いまだに。分かりました。

奥本委員長 ほかにありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 待機児童の問題ですけど、4月以降、5月以降ということだったんですけども、これについては対応をどういうふうに今後、考えておられるのか。いろいろだと思うんです。待機になった方々の状況というのは。それについてどういうふうに今考えておられるのか。お願いします。

奥本委員長 中井課長。

中井子ども未来課長 中井でございます。

今後も、保育士の確保につきましては4月以降も順次といいますか、随時募集をかけております。また、派遣保育士のほうにつきましても再度、業者のほうと再契約をいたしまして、今後も順次採用のほうを図ってまいりたいと思っております。そちらのほうで保育士のほうが採用できましたら、施設につきましてはご案内を順次させていただきたいと思っております。お願いします。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 保育士を確保して、確保し次第順次、受入れの方への案内をしていくということですけど、ほかに例えば他市に通勤とかをされてたりとか、近隣市に近いところで他市の受入れということはあるんでしょうか。

奥本委員長 中井課長。

中井子ども未来課長 中井でございます。

現在も、他市の保育所で受け入れていただいている葛城市のお子さんもいらっしゃいます。大体90人から100人の間で今年も推移したかと思しますので、来年も恐らく同じような状況かなと思いますけれども、再度また確認できましたら、報告できるときにさせていただきます。お願いします。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 私が聞きたかったのは、この35人の待機の方ですね。この方について引き続き他市での受入れか何かをされるのかなということがどうかということを知りたいんです。既に他市で受け入れていただいているんだけど、35人、今の時点で出ていますと、予定ですという方に対する他市での受入れということがあるのかどうかということを知りたいんです。お願いします。

奥本委員長 中井課長。

中井子ども未来課長 中井でございます。

あくまでも、ご本人さんがもし他市のほうの保育所のほうを希望されるようであれば、それぞれの市と協議いたしまして、入所できる場合であれば、それなりの書類等をそろえていただきましてやっていきたいと思っておりますけど、今現在いらっしゃる方は市内の保育所のほうをご希望されているというところで待っていただいている状況になるかと思っております。お願いします。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 そしたら、ないようですので、この件についてはこの程度で抑えておきます。

次に、保育士の採用状況についての報告をお願いいたします。

中井こども未来課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、保育士の採用状況についてということでございますけれども、職員の採用と退職状況についてご報告いたします。

今回は令和元年度から令和4年度までの4年間の記録のほうを基にお伝えさせていただきたいと思っております。職員につきましてはこの4年間で20人の採用がありましたが、7人が退職となっております。こちらの理由につきましては、自己都合ということでございます。また、会計年度任用職員につきましては、こども未来課のほうで募集と採用を行っており、各園に配属となっております。4年間の数字では43人の採用がありまして、19人の方が退職されています。こちらにつきましても、退職理由のほうは自己都合ということで聞いております。

以上です。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ちょっと分からないのでお聞きしますが、保育士の派遣事業ということで派遣会社から派遣されている方も、一応会計年度任用職員ということなんでしょうか。その区分けがよく分からないんです。正職員と、会計年度任用職員というのはこども未来課で採用されていると。だから、派遣の方もおられるわけですね。だけどその派遣は、これは入れてないということですね。分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、最後に、次年度からの保育体制について報告を願います。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、次年度の副園長、副所長、総括主任保育士の配置についてご説明させていただきます。

令和5年4月から保育現場の充実に向けた新たな組織づくりを予定いたしております。その内容についてご説明させていただきます。

保育現場の人員配置につきましては、かねてから一般質問においてお問いをいただいているところでございまして、この間、種々検討を重ねてまいりました。危機管理、リスクマネジメントの観点から、また、保育職員のキャリアアップの観点からお問いをいただいております。そのようなご意見を受け、また今般、係長制の導入のタイミングでもあり、保育現場におきましても体制の充実を図るため、新たな職位を設ける予定でございます。

ます。

具体的には、公立保育所及び認定こども園各園に新たな職、副所長または副園長を配置いたします。また、磐城第2保育所と磐城認定こども園の2つの大規模園には、総括主任保育士及び保育教諭を併せて配置いたします。これらの職につきましては、令和5年、今年の4月から配置をいたします。また今後、段階を踏まえまして、係長級としての保育を行う主任職員も配置する予定でございます。こちらにつきましては、早ければ統廃合が進み正規職員が充実する予定の令和6年度から職員を配置できればと考えております。保育を行い、保育のチームリーダーとなる職員を配置することで、保育士を育てる職場環境のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、各職の職務でございます。

まず、各園に配置いたします副所長及び副園長でございます。副所長及び副園長は、所長、園長を助け、命を受けて園務をつかさどることになります。

次に、総括主任保育士及び総括主任保育教諭でございます。総括主任保育士及び総括主任保育教諭は、園長、所長または副所長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどることになります。

そして、保育のチームリーダー的な係長級の主任保育士及び主任保育教諭についてでございます。園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育士、保育教諭、その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うことになります。

以上でございます。今後、段階を踏まえながら、保育現場の充実を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問、確認等ございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。保育所の管理、運営を強化するという事で、新たに副所長、副園長を設ける、あと、総括主任という形で設けるということでありましてけれども、当初、一般質問で奥本委員長も私もやったところですけども、所長、園長は引き続き市長ということで、その所長、園長を助けるために副園長、副所長を設けるということなんですけど、これは移行を考えておられるのか。つまり、すぐ一遍に所長というのは難しいということもあって、若干移行期間として副所長、副園長として経験を積んでいただきながら、そしてある段階からは現場から上がってきたベテランの方に所長、園長を務めていただくという移行として考えておられるのかどうかだけちょっと。移行期間としてこういうものを設けていく。将来的に当然、副園長、副所長も引き続き職としてあるということになるんですが、要は所長、園長を、私は市長がやるのは好ましくないという考えなので、そこはどういうふうに考えておられるのか。そこを確認したいと思います。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 今後につきましては、さらに検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 今の段階ではまだ決まっていないということですので、その点については分かりましたけども、私としてはやはり経験を積んだ方がこういう形の中で、本来あるべき他市町村と同じような形になることを望んでおります。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

柴田委員。

柴田委員 確認だけさせていただきたいんですけど、組織上、園長、所長がいらっしゃって、その下に副園長、副所長がいらっしゃって、総括主任がいらっしゃって、また主任がいらっしゃるという考えでよろしいんでしょうかというのと、職務の級になると、副園長、副所長というのは何級になるのか、総括主任も何級になるのかだけ教えてください。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまおっしゃっていただいたような流れになります。そして級でございいますが、副所長及び副園長は課長補佐級になります。また、総括主任及び総括主任保育士及び総括主任保育教諭につきましても、同格の課長補佐級になります。主任につきましては係長クラス、管理職手当のつかない係長クラスという形になります。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 本会議の中でも、これは奥本委員からの一般質問をはじめ、何回も出ているところです。市長が園長をしているというところですよ。ただ、市長がおっしゃるように歴代の町長、また市長がやってきたんやからという流れ、葛城市の独自性というか歴史もある。だから私も言うのやけども、保育行政というてええんか、先ほどからの話も一緒ですけど時代が変わりつつあるじゃないですか。だから、私もそういう時代じゃないという認識は持っています。市長が歴史的なものがあるねんというところら辺で、部長は今、今後も検討していくというところやったけども、子どもを取り巻く環境とかいう問題も出てきました。非常に大事なところで、それを兼務で、いわゆる市長がええのかどうかというより兼務でええのかどうかという話じゃないですか。そこで市長が答えてもらっても、部長が答えてもらっても構わないけども、園長としての仕事を、1つの園を取った場合に何日ぐらい出向いてやっておられるのか。これは難しいと思いますよ。あまり多く行ったら、市のほうはどうなってんのやという話にもなってくるし、しかし、不足していたらあかんし。そこを部長が検討すると言わはってんね。そこを私らに納得がいくように、どういう検討をしていって、今現状はこうやねんというようなことを、もう少し一歩進んだ具体的に教えていただいたらありがたいな。名前だけで全然行っていませんねん、充て職でんねんというものはないと思う。ないんでしょう。そこら辺をきちっと教えておいてもらって、それを踏まえた上で検討をしていくというふうにやっていただかないと。お願いします。ご答弁をお願いします。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。もちろん園長でございますので、園長・

主任者会をはじめ、そのような会議をはじめ、また園での行事等々につきましては、もちろん参加しております。また、それ以外にも園のほうを見回ったりということはございます。そして、もちろん園長、所長には我々ども行政のほうからもいろいろな例えば職場改善であったり、そういった職員の配置、研修等々、いろいろなものを相談しながら進めておりますので、園長の今現在、職務をやっているというところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 分かりました。これを一遍に答えるというのは、検討するでええと言うているんです、私は。私は折れてね。そうやけど今回、副園長というのを設けるといいうんでしょう。ということは、現状は何らかが不足しているということ。これでいいですか。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 だいぶ答えにくいみたいなので、私のほうから。今現在に何が不足しているのかということになりますと、私は今までから過去において各保育所、認定こども園はまだ新しいものですかからあれですけども、非常に行政も含めまして、熱心に対応していただけたということが今までの状況であったのかな。その部分で、非常に主任という立場に負担が大きかったということは非常に反省をしておるところでございます。ですので、今回はさらなる強化をというところで、まず副所長、副園長という強化をさせていただきたいと考えております。当然、園長としてある一定の職務は果たさせていただいているところなんですけども、まだまだ不足していると感じておりますので、その部分につきまして、副園長、副所長がさらにその職務を今まで以上に人員を配置するわけですので、発揮をしていただけるのかどうか、それも観察をしながら、行政の中の保育所、認定こども園というものを考えていきたいと思っております。必ずしも今までやってきていただいた部分について、マイナスだけではないと感じております。現場を見ることによって、もしくはそういう立場にあるという認識の下において、地域の子どもたちに対する思いでありますとか情熱、予算配分等は、やはりその立場において考えてきておられたのかな。それがある種この葛城市の子育て施策の厚さにつながってきているのではないかという思いもあります。

ただ、ご指摘いただきましたように、危機管理上もしくは女性職員、保育士というのは女性とは限らないんですけども、今現在、女性が非常に多い中では、女性職員のキャリア上の問題も含めまして、今後検討を重ねていきたいという思いでございます。まずは副所長、副園長という職務をつくった中で、その様子を見ながらということでございます。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 あくまで私は変わったほうがいいという思いを持ちながら、歴史も大事にせなあかん。先ほど谷原副委員長がおっしゃったように、やはり市長が園長を兼ねているというのは奈良県ではほかにないということなんでしょう。だから、そこには無理があるよいうところで今後検討していく。今、谷原副委員長がおっしゃったように、そういうふうに進む1つの過程なのかということ、今、市長も反省をしているという言葉、これは大事な言葉やと思ひ

ますよ。やはりちょっと手薄というんですか、もっとやらんなんところが欠けていたという反省をしているという言葉は、私はこれは後にも残るし、いい言葉であったであろうと思います。ただ、そこに変わらず園長はされて、自らされて、その不足する分を副園長を置くということです。私は一過性というか、これから変えていく保育行政に、ちゃんとした保育行政ができるように変えていくという1つの過程、プロセスやろうと思いますけども、その反省という言葉、自らおっしゃったんやから、ここを大事にしてこれからやっていっていただけたら、検討をやっていただけたらいいかと思います。

私、以上にしておきます。

奥本委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。ご答弁もよろしいですか。何か補足とか、もういいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 では、ないようであれば、本件についてはこの程度にとどめておきたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

奥本委員長 増田議員。

(増田議員の発言あり)

奥本委員長 以上で委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたって慎重審議ありがとうございました。今回は非常にこれまで、ほかのかつての議員からも話が出ておりました、施設の利用料についての話のところ、なかなか限られた時間内で全てを議論し尽くすのは難しいと思うんですけども、1つ、一石を投じた話が形になって近づいてきているかなと。それにまだいろんな受益者負担のところをどう考えていくとか、本当にいろんなケース・バイ・ケースでも考えないといけない問題がまだまだたくさんございます。今後また今回のを試金石にしなから、まだ見直していくという余地を残しているということですので、その辺り引き続き、何がいいかというのもこの委員会で、一部総務建設常任委員会の方に関わることもあるか分かりませんが、そういったところで議論をまた引き続き深めていけたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時40分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史